

第2次村上市 人権教育・啓発推進計画

一人ひとりが人権を尊重し、心豊かに暮らせる村上市

案（閲覧用）



村 上 市
村上市教育委員会



写真

一人ひとりが人権を尊重し、 心豊かに暮らせる村上市を目指して

市長挨拶（予定）

2022年(令和4年)3月

村上市長 高橋邦芳

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	5
2 策定の背景	5
(1) 国際的な動き	5
(2) 国・県の動き	7
(3) 村上市の現状	9
3 基本理念	11
4 計画の評価と見直し	12
5 計画の推進に向けて	14
6 持続可能な開発目標SDGsについて	15
○人権に関する主な条約・法律等	16

第2章 さまざまな機会を通じた人権教育・啓発の推進

1 学校教育における人権教育の推進	21
2 社会教育における人権教育の推進	23
3 市民に対する人権啓発の推進	24
4 企業・団体等に対する人権啓発の推進	28
5 市職員等に対する人権啓発の推進	29

第3章 分野別の人権施策の推進

1 女性の人権について	33
2 子どもの人権について	35
3 高齢者の人権について	37
4 障がいのある人の人権について	38
5 同和問題（部落差別問題）について	40
6 外国籍住民の人権について	43

7 インターネットによる人権侵害について	44
8 LGBT（性的少数者）の人権について	46
9 身元調査について	48
10 差別を解消するための法律について	49
(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)	
(2) 本邦外出身者に対する不当な差別言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）	
(3) 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）	
11 さまざまな人権問題について	51
(1) ハンセン病問題	51
(2) 新潟水俣病問題	52
(3) 北朝鮮による拉致問題	54
(4) その他の人権問題	55
○HIV感染者の人権	
○東日本大震災に起因する人権	
○犯罪被害者等の人権	
○刑を終えて出所した人の人権	
○新型コロナウイルス感染症に関連する人権	
参考資料	59

第 1 章

計 画 の 概 要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

村上市では、合併後の2009年（平成21年）に策定した総合計画において、一人一人が人権の意義や重要性を認識し、人権が尊重される社会を築きあげていく必要があるとして、2011年（平成23年）12月、村上市人権に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）を実施、その結果等に基づき、2015年（平成27年）3月に「村上市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。

基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法のもと、人権に関する国際条約の趣旨を踏まえた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年12月6日法律第147号）第5条「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」との規定に基づき、一人一人の人権が尊重された村上市の実現を目指し、人権教育・啓発に関する基本的な方針を明らかにして、今後実施する施策を総合的かつ計画的に推進するため「村上市人権教育・啓発推進計画」は策定され、以後、本計画を基に、市民をはじめ関係機関や団体等と連携、協力を図りながら、取組を進めてきました。

策定から5年が経過、その間の社会情勢や市民の意識の変化に対応するため、第1次5年間の計画の評価と見直しを行い、引き続き差別と偏見のない、一人一人の人権が尊重される村上市の実現と人権教育及び啓発の効果的な推進に向け、本計画を改訂するものです。

2 策定の背景

（1）国際的な動き

20世紀において、大きな世界大戦を経験した後、世界の平和と人類の自由・平等を実現するためには、すべての人の人権が何よりも尊重されなければならないという国際的な認識から、国際連合（以下「国連」という。）では、1948年（昭和23年）第3回総会において、人権及び自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国

とが達成すべき共通の基準として「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」を採択しました。その後、「世界人権宣言」を実効あるものにするため、この宣言の内容を基礎として、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的な性格を持つ「国際人権規約」が1966年（昭和41年）に採択されています。

また、国連では、「世界人権宣言」をより具体化していくため、1965年（昭和40年）に人権及び基本的自由の平等を確保する「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」を採択し、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女性に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし1979年（昭和54年）に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、子どもの基本的人権を国際的に保障するために1989年（平成元年）には「児童の権利に関する条約」など、人権に関する多くの条約が採択されてきました。

これらの諸条約の採択とともに、「国際人権年」「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」などや「国連婦人の10年」及び「障害者のための国連10年」等の施策により、人権が尊重される国際社会の実現を目指す取組が進められてきました。

さらに、すべての人がすべての人権を効果的に享受できるよう人権の促進と擁護を図るなど、人権問題を総合的に調整する「国連人権高等弁務官」を1994年（平成6年）に設置し、また人権関係諸条約の監視機関等の積極的な活動など、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて活動を展開してきました。

しかし、冷戦構造の崩壊後も、世界各地で地域紛争や民族紛争が起り、これに伴う人権侵害や難民の発生など、深刻な問題が表面化しました。このような厳しい国際社会の状況から、1993年（平成5年）の世界人権会議で「ウィーン宣言及び行動計画」が採択され、人権教育が重要であることが示されました。

そして、これを受けて、1994年（平成6年）の第49回国連総会では、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識のもとに、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議をし、各においては国内行動計画を策定するなど、さまざまな取組が推進されてきました。最終を迎えた2004年（平成16年）には、国連総会において、その後のフォローアップとして、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に2005年（平成17年）から「人権教育のための世界計画」を開始することが決議されました。

2006年（平成18年）には、障がい者の権利を保障する「障害者の権利条約」、拉致問題を含む「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」が採択、2008年（平成20年）には「ハンセン病差別撤廃決議」が採択され、人権を尊重する取組は広がりを見せた一方で、内戦や紛争等による人権侵害はいまだ無くならず、国際社会はその対応を問われています。

紛争、貧富の拡大、不平等や差別、暴力という問題に加えて、気候変動などの問題も深刻化していく中、2015年（平成27年）、世界が一丸となって取り組むための目標SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が193の国連加盟国の合意の基に採択されました。SDGsには、世界の国々が取り組むべき17のゴールと、169のより具体的な目標（ターゲット）が示され、世界全体の共通目標として、2030年までに達成できるよう取り組んでいくことになりました。

（2）国・県の動き

わが国においては、「基本的人権の尊重」を基本原理の一つとする日本国憲法が1947年（昭和22年）に施行されました。この憲法のもと「教育基本法」、「障害者基本法」、「高齢社会対策基本法」、「男女共同参画社会基本法」などの法律が施行されるとともに各種施策が実施されてきました。

特に、わが国固有の人権問題である部落差別問題については、1965年（昭和40年）に同和対策審議会から答申が出され、その答申の中で「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法に保障された基本的人権にかかわる課題である」と規定した上で、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とし、国において具体的な解決の方向性を明らかにしたことを受け、2002年（平成14年）まで33年間にわたる特別措置法に基づく各種施策が推進されてきました。

一方で、国際社会の一員として、1956年（昭和31年）に国連に加入し、国際的な取組の流れの中で「国際人権規約」をはじめとした人権諸条約の締結とそれらの趣旨を踏まえた国内法の整備、「国際婦人年」や「国際児童年」、「国際障害者年」等の多くの国際年に取り組むなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策が推進されてきました。

国連決議の「人権教育のための国連10年」に関するわが国の取組として1995年

(平成7年)に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1997年(平成9年)には「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。その中では、「国内行動計画に掲げられた諸施策の着実な実施等を通じて、人権教育の積極的な推進を図り、もって国際的な視野に立って一人一人の人権が尊重される真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を期する」と明記されています。この国内行動計画は、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うこととしており、人権教育の推進にあたっては、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、部落差別問題、外国籍住民等、さまざまな施策に取り組むこととされました。

1997年(平成9年)には、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに必要な体制を整備し、人権擁護に資することを目的にした「人権擁護施策推進法」が施行され、人権尊重の理念を深めるための教育・啓発及び人権侵害の被害者救済に関する施策の推進を国の責務として位置付け、同法に基づき人権擁護推進審議会が設置されました。同審議会において、1999年(平成11年)には、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について、2001年(平成13年)には人権が侵害された場合における救済制度の在り方について、それぞれ答申が出されました。

これまでの国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会からの答申を踏まえた諸施策のより一層の推進を図るため人権教育・啓発に関する施策については、2000年(平成12年)に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に国の責務とともに、地方公共団体の責務と国民の責務が明記されました。

また、同法に基づき、2002年(平成14年)に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、これにより、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることになりました。

課題ごとの施策としても、子ども・高齢者・障がい者に対する虐待防止や、女性・障がい者に対する雇用機会の確保等を目的とした法律の整備が進められ、2016年(平成28年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」(人権三法)が施行されました。

新潟県においては、同和対策事業特別措置法に基づき、1970年(昭和45年)に

庁内関係課で構成する「新潟県同和対策連絡会議」を設置するとともに、「同和対策総合計画」を策定して部落差別問題の解決のために各種施策を行ってきました。

さらに、個別の人権課題ごとに、「新潟県長期総合計画」と整合した独自の計画や方針を持ち、それぞれ人権に配慮した施策を実施しています。1998年（平成10年）には、福祉保健課に人権啓発室が設置され、2000年（平成12年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、2004年（平成16年）に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」が策定されました。この指針の中で、「市町村においても人権教育・啓発推進法に則り、人権教育・啓発に積極的に取り組む責務がある」と明記されました。

また、地域の人権問題として2009年（平成21年）に「新潟水俣病地域福祉推進条例」を制定し新潟水俣病患者の福祉の増進と理解を深め偏見や中傷などをなくすための教育啓発の推進、地域に及ぼした深い亀裂の修復などを目的にさまざまな施策を行っています。

(3) 村上市の現状

2008年（平成20年）に村上市、荒川町、神林村、朝日村、山北町の5市町村が合併し、新市として、村上市が誕生しました。

合併前の神林村においては、「神林村人権に関する意識調査」が行われ、合併直前にその結果報告書がまとめられましたが、人権教育・啓発推進計画の策定には至りませんでした。この報告書では、人権に対する意識を高めるため、継続しての啓発の重要性やあらゆる人権問題に対する関心を呼び起こすことの必要性とともに、人権相談窓口の充実などが求めされました。

合併後の村上市においては、教育委員会が2008年（平成20年）に、すべての市民が互いの人権を尊重しあう社会の実現を目指し、「村上市人権教育・啓発推進基本方針」を策定しました。2009年（平成21年）には「第1次村上市総合計画」を策定し、平等社会の推進のため、人権意識の高揚、人権教育の推進、人権推進施策の充実により、一人一人が人権の意義や重要性を認識し、人権が尊重される社会を築くことを目標にしました。

また、同年に人権・同和行政を推進していくために市民課内に生活人権室を設置しました。

2010年（平成22年）に、子どもが心身ともに健やかに成長できる環境を整備する

とともに、市をはじめ企業・職場や地域社会全体で、すべての子育て家庭と子どもたちを対象に施策を総合的に推進するため「村上市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、児童虐待防止等の子どもの権利擁護に対する取組を進めました。2011年（平成23年）には、市民一人一人の生涯にわたる学習活動のより一層の充実を目指し策定した「第1次村上市生涯学習推進計画」により、人権が尊重される社会の実現に向けた学習を進めています。さらに2012年（平成24年）には、男女が対等なパートナーとして、お互いに認め合いながら、あらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる社会をつくるための課題を解決していくことを目的として、「第1次村上市男女共同参画計画」を策定し、2018年（平成30年）には、第2次計画を策定し見直しを行いました。

2013年（平成25年）、「村上市人権教育・啓発推進計画」策定に向けて市民意識調査を実施、報告書としてまとめ、2015年（平成27年）3月に本計画書（第1次）を策定し、人権教育・啓発に関する施策を推進してきました。

2020年（令和2年）には、第2次改訂のための市民意識調査を実施しましたが、前回の意識調査と比較すると、全般的な傾向としては、次のことが明らかになりました。

人権が尊重されている市であるかの質問では、「いちがいにはいえない」との回答が最も高かったものの、前回と比べてやや減少、「尊重されていると思う」の回答がやや増加となりました。人権に関する施策や法律の整備、人権教育・啓発が進められたことに対して一定の効果が見え始めたとも受け止められますが、「わからない」との回答は前回同様3割弱あり、社会的には人権を尊重する気運が高まっているが、まだ身近にある人権問題として実感をしていないため、人権が尊重されているかどうかの判断をできないでいる人が、引き続き一定の割合でいると考えられます。

人権や差別問題への関心については「かなり関心がある」「少し関心がある」の合計割合は8割弱を占め、前回と比べてやや増加しました。

関心のある人権問題としては、「障がいのある人の差別問題」が最も多く6割弱、次いで「インターネットによる人権侵害」、「子どもの人権侵害」が4割台と継きました。特に「インターネットによる人権侵害」は前回調査と比較して大きく増加しており、SNS等のソーシャルメディアが広がったことで関心が高まったことが伺われます。

「障がいのある人の差別問題」も前回と比べ増加しています。「障害者差別解消法」の施行により身近に感じられるようになったことが影響したのではないかと考えられます。

関心のある人権問題は、性別や年代別に応じて違いがみられ、今回調査から新たに加わった選択肢である「LGBT（性的少数者）の差別問題」に対しても20代、30代は高い関心を集めています。

村上市に部落差別問題が存在することについては、「あると思う」「ある」の合計の割合は6割弱を占め、その認知度は高いといえます。しかし、前回調査と比べると、割合は3.8%減少しました。

人権問題に関する講演会・研修会には「参加したことがない」人が最も多く7割となっていました。前回調査からは、「1、2回参加した」が増加、「参加したことがない」は減少しました。

小・中・高等学校で人権教育、同和教育を行うことについては、「積極的に行うべき」という考えが最も多く4割弱あり、前回調査と比較しても増加しました。年代別では20代では5割以上が「積極的に行うべき」と回答し、他年代より高くなっています。

「あまりやらない方がよい」、「やるべきではない」との消極的な意見は前回より減少していました。今後もこうした意識を払拭させる人権教育・啓発を推進していく必要があります。

3 基本理念

一人ひとりが人権を尊重し、心豊かに暮らせる村上市

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために持って生まれた権利です。

人権尊重の社会を実現するためには、市民一人一人が互いに思いやり、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うことが求められています。

その実現に向け、学校、地域、家庭、職域その他のさまざまな場を通じて、人権教育・啓発を推進し、市民の人権意識の高揚を図り、あらゆる差別や人権侵害をなくすため 「一人ひとりが人権を尊重し、心豊かに暮らせる村上市」を引き続き基本理念

として、第2次計画においても更に取組を推進していきます。

4 計画の評価と見直し

本計画は2015年度（平成27年度）に策定し、今回、第2次の改訂となります。

今後も、人権教育・啓発を推進する基本計画として位置付け、5年毎を目途に意識調査を実施、計画の評価と見直しを行うこととします。

なお、第1次計画においては、市民意識調査の結果から、特に次の項目について人権意識の向上を目指すことを掲げていましたが、第2次計画時での市民意識調査の結果は次のとおりでした。

人権意識向上のための重点目標7項目の調査結果

No.	項目	目標	H23年度	R2年度
1	人権が尊重されている市であるか	「わからない」と回答する人を減少させる	27.1%	27.2%
2	人権を侵されたことがあるか	人権侵害被害を受けたと回答する人を減少させる	23.0%	27.8%
3	人権侵害を受けたときの相談先	公共窓口に相談と回答する人を増加させる	71.4%	72.4%
4	身元調査に対する意識	身元調査を肯定する考えの人を減少させる	65.4%	44.4%
5	被差別部落出身者との結婚	「気になる」と回答する人を減少させる	30.5%	26.4%
6	部落差別問題への「寝た子を起こすな」意識	「寝た子を起こすな」意識を持つ人を減少させる	56.7%	50.6%
7	講演会・研修会への参加	参加したことがある人を増加させる	16.0%	24.3%

※No.3：公共窓口は、市、県、警察、人権相談所、人権擁護委員、心配ごと相談所、法務局

※No.4：H23年度の数値は、「平成25年度第11回県民アンケート調査報告書」より

(1) 村上市は人権が尊重されている市であるかについて

人権が尊重されている市であるかの判断では、「わからない」が27. 2%で、前回調査とほぼ同じ結果となりました。しかし、第1次では特に若い年代の人権教育・啓発を進め「わからない」人の割合を減少させることを目指すとしており、20代の結果を見ると、47. 4%から29. 1%へ減少しています。若い世代では、人権教育、同和教育により人権問題を身近にある問題として考え、判断できるようになってきたことが伺え、一定の成果が見え始めていると考えられます。第2次においても引き続き「わからない」の割合が減少させることを目指します。

(2) 人権を侵されたことがあるかについて

第2次では27. 8%の人が人権を侵されたことが「ある」と回答、前回調査より微増となりました。年代別では20代、30代、50代で「ある」と回答した割合が増えています。一人一人の人権が尊重された社会を目指し、人権を侵されたことがある人の割合を減少させることを目指します。

(3) 人権が侵された場合の相談先について

人権が侵された場合の相談先として、公共の窓口を利用する人の割合が一番多いところでも17. 1%と、前回同様低い結果となりました。もっと身近で、気軽に相談できる相談窓口の周知を図ります。

(4) 身元調査に対する意識について

身元調査を肯定する割合は、今回調査では44. 4%でした。比較対象が「平成25年度第11回県民アンケート調査報告書」で異なるため、単純に比べることはできませんが、減少していると見ることもできます。しかし「どちらかといえば、必要だ」と回答する人はどの年代でも最も回答が多い結果であり、これからも身元調査を肯定する考え方の人を減少させることを目指します。

(5) 被差別部落出身者との結婚について

被差別部落出身者との結婚問題では、相手が被差別部落出身であるか「気になる」との回答は、26. 4%と前回より微減しました。年代別では、50代を除いた各世代で「気にならない」との回答が増加、特に20代では9割を超えていました。引き続き部落

差別意識がなくなることを目指します。

(6) 部落差別問題への「寝た子を起こすな」意識について

「そっとしておけば部落差別は自然になくなる」という意見が50. 6%となり、前回より6. 1%減少しました。しかし、まだ半数を超えており、依然多くの人が「寝た子を起こすな」という意識を持っていると言えます。この意識が減少することを目指します。

(7) 講演会・研修会への参加について

人権問題に関する講演会・研修会に参加したことがある人は、24. 3%と、前回より8. 3%増加しました。特に20代では「参加したことがない」と回答した人も前回79. 0%から今回44. 2%となり、若い世代を中心に参加経験がある人の割合は増えています。

参加した講演会・研修会の内訳では、全体では「学校やPTA主催」が増加して48. 2%となり、「県、市町村主催」は、27. 2%と減少しました。

参加したことないと回答した人の参加しなかった理由については、「特に理由はない」が47. 6%で前回に引き続き関心の低さが目立つ結果となりました。また、「開催を知らなかった」との回答も38. 5%あることから、参加人数を増やすために、参加しやすい体制づくりと参加機会の拡大、広報紙やホームページ等による周知に一層取り組みます。

5 計画の推進に向けて

本計画により、部落差別問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決に向け総合的に取り組むものであり、計画の推進にあたっては、市民をはじめ関係機関や団体、事業所などとの連携・協力を引き続き図るとともに、府内関係部局による推進組織を設置し効果的かつ実効性のある事業を推進します。

6 持続可能な開発目標SDGsについて

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年(平成27年)の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

17のゴールは、①貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない社会面の開発アジェンダ、②エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消などすべての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ、そして③地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダといった世界が直面する課題を網羅的に示しています。SDGsは、これら社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールを、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。

SDGsには、本計画と同じ方向性にある目標もあり、共通するSDGsの目標は、本計画上においても目標として位置付けており、SDGsの17のゴールの対応を明示することで、より明確に、達成に向けて取組を進めます。

SDGs達成に向けた道のりは決して明るいものではありません。だからこそ、「行動の10年」に突入した今、私たち一人一人にできることをしっかりとと考え、一步踏み出す姿勢が求められています。



○ 人権に関する主な条約・法律等

	国連等	国・県	村上市
1947(昭22)年		・日本国憲法施行 ・教育基本法施行	
1948(昭23)年	・世界人権宣言採択	・児童福祉法施行	
1960(昭35)年		・同和対策審議会設置	
1963(昭38)年		・老人福祉法施行	
1965(昭40)年	・あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約採択	・同和対策審議会答申	
1966(昭41)年	・国際人権規約採択		
1969(昭44)年		・同和対策事業特別措置法施行	
1970(昭45)年		・障害者基本法施行	
1979(昭54)年	・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約採択		
1989(平元)年	・児童の権利に関する条約採択		
1993(平5)年	・ウイーン宣言及び行動計画が世界人権会議で採択		
1994(平6)年	・国連人権高等弁務官設置		
1995(平7)年	・2004(平成16)年までを「人権教育のための国連10年」とする決議	・人権教育のための国連10年推進本部設置 ・高齢社会対策基本法施行	
1997(平9)年		・人権教育のための国連10年にに関する国内行動計画策定 ・人権擁護施策推進法施行 ・人権擁護推進審議会設置	
1999(平11)年		・男女共同参画社会基本法	
2000(平12)年		・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律施行	
2001(平13)年		・ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律施行	
2002(平14)年		・人権教育・啓発に関する基本計画策定	
2004(平16)年		・新潟県人権教育・啓発推進基本指針策定	
2005(平17)年	・人権教育のための世界計画開始		
2006(平18)年	・障害のある人の権利に関する条約採択	・拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律施行	
	国連等	国・県	村上市
2008(平20)年			・市町村合併により村上市誕生 ・村上市人権教育・啓発推進基本方針策定
2009(平21)年		・新潟水俣病地域福祉推進条例施行	・第1次村上市総合計画策定
2010(平22)年		・新潟県人権教育基本方針制定 ・水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法施行	・村上市次世代育成支援後期行動計画策定
2011(平23)年			・村上市人権に関する市民意識調査実施 ・第1次村上市生涯学習推進計画策定

	国 連 等	国 ・ 県	村 上 市
2012(平 24)年			・第1次村上市男女共同参画計画策定
2013(平 25)年		・子供の貧困対策の推進に関する法律 ・いじめ防止対策推進法	・村上市人権に関する市民意識調査結果報告 ・人権教育・啓発推進計画策定委員会設置
2014(平 26)年			
2015(平 27)年		・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	・村上市子ども・子育て支援事業計画 ・村上市次世代育成支援行動計画
2016(平 28)年		・成年後見制度の利用促進に関する法律(成年後見制度利用促進法) ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法) ・部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法) ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)	
2017(平 29)年			・第2次村上市総合計画 ・男女共同参画についての意識調査報告
2018(平 30)年		・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律(ユニバーサル社会実現推進法)	・第2次村上市男女共同参画計画 ・村上市自殺対策行動計画
2019(平 31)年		・アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ民族支援法)	
2020(令 2)年		・改正労働施策総合推進法(パワハラ防止法)	・村上市人権に関する市民意識調査実施
2021(令 3)年		・新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律	・村上市人権に関する市民意識調査結果報告

本ページは余白

第 2 章

**さまざまの機会を通じた
人権教育・啓発の推進**

第2章 さまざまな機会を通じた人権教育・人権啓発の推進

1 学校教育における人権教育の推進

【SDGsの方向性】



【現状と課題】

村上市の小・中学校では、教育活動全体を通して同和教育を中心とした人権教育の推進に努めてきました。具体的には、人権教育、同和教育の全体計画及び年間指導計画の作成、実施、改善を進めたり、教職員の部落差別問題に対する理解を深め、指導力を向上させる研修を設けたりするなど、授業実践に基づいた人権教育、同和教育の充実を図ってきました。

それにより、部落差別問題をはじめとした人権問題への教職員の認識が深まり、人権尊重の精神を基盤にした学校運営の重要性が強く意識され、人権教育、同和教育の指導に当たっては、子どもたちを取り巻く地域の課題に基づく具体的な目標・計画を立てて指導が行われるようになりました。

第2次改訂に向けて実施した市民意識調査の結果では、「日本の社会に部落差別問題などといわれる問題があることを知っていますか」の設問で、「知っている」「聞いたことはあるが詳しくは知らない」と回答した人の割合は、20代で77.9%となりました。「はじめて知った（聞いた）きっかけ」については、「学校の授業で教わった」と回答した割合は前回より増え、他の世代に比べかなり高くなっています。

「小・中・高等学校での同和教育を行うことについてどう思いますか」の設問では、「積極的に行うべき」と回答した人は20代で55.8%と前回より増加している点からも、学校での同和教育の成果が反映されており、肯定的に評価しているものと捉えることができます。

「被差別部落（同和地区）の成り立ち」については、「わからない」と回答した人の割合は、20代で31.3%と減少しており、この点からも学校での同和教育の成果が表れて

いるものと考えられます。しかし、「わからない」人の割合は、前回同様最も高く、今後も正しい理解に向けた取組を継続していくことが必要と言えます。

また、「いじめ問題について、どのように思いますか」の設問では、「いじめる児童生徒が悪いが、いじめられる側にも原因がある」と回答した人の割合が全体で33.4%と前回より減少し、特に20代では23.3%と大幅に減少しました。いじめ問題はいじめる側の問題であり、いじめる側が悪いという認識は広がりつつあると言えます。今後も発達段階に応じて、くり返し指導を重ねていかなければならぬと考えます。

こうした学校教育の現状と取組の成果や課題等を踏まえながら、学校教育における人権教育、同和教育をさらに推進させる取組が必要です。

【施策の推進】

① 全小中学校で、同和教育副読本「生きる I～V」（新潟県同和教育研究協議会編）等を活用した授業や参加体験型学習等を指導計画に位置付け、実践に取り組みます。

また、人権教育、同和教育の推進校を指定して、人権教育、同和教育の視点に立った授業改善に取り組みます。

そして、それらの成果を「人権教育、同和教育実践集」や「授業研修会」を通して発表します。

② 家庭訪問や教育相談等を通して、被差別の当事者や悩みを背負わされた子どもたち、保護者に寄り添った対応に努め、「かかわる同和教育」を推進します。併せて、差別をしない、させない、許さない、見逃さない人間づくりを進めます。

③ 人権感覚を磨く校内研修や差別の現実に学ぶ現地研修会を奨励するとともに、教育委員会主催の研修会を複数回実施します。また、人権教育、同和教育推進協議会を設置し、人権教育、同和教育の推進を図るとともに、新潟県同和教育研究協議会等、各種団体が実施する研修会に参加しやすい環境を整え、教職員の指導力向上に向けた職員研修の充実に努めます。

④ 人権教育、同和教育の授業公開とその後の協議会の実施やたよりの発行、地域や関係機関等と連携した取組等を通して、保護者への啓発に努めます。

2 社会教育における人権教育の推進

【SDGsの方向性】



【現状と課題】

就学前の子どもたちには、基本的生活習慣や態度を養い、人権尊重の精神を芽生えさせ育み、健康で豊かな人間性を持った子どもたちに育つよう、家庭においてはしつけなど、幼稚園においては幼稚園教育要領に基づいた教育、保育園では保育指針に基づいた保育が、それぞれの場で子どもの人権に配慮して行われています。

また、教育委員会等では、教育の出発点であると言われる家庭教育を支援するため、家庭教育に関する親への学習機会の提供を行っています。

親や大人の差別的な意識が子どもに伝わることにより、差別や偏見の再生産につながっていくことも考えられるため、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、親や大人が偏見を持たず、差別しないことなど、日常生活や地域活動を通じて子どもに示していくことができるよう、さまざまな機会をとらえて家庭教育のための支援や成人を対象にした人権教育・啓発等を行っていく必要があります。

2010年（平成22年）9月1日制定「新潟県人権教育基本方針」では「社会教育においては、人権が尊重される地域社会づくりを目指して、社会教育施設等を活用し、地域の実情や学習者のニーズに応じ、多様な学習情報や学習プログラムを提供するなどして、人権に関する学習の充実に努める。また、地域における人権教育の指導者を養成する」としています。

2008年（平成20年）9月策定の村上市人権教育・啓発推進基本方針で「社会教育において同和問題をはじめとする人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、「人権講演会」など市民に対する研修の機会の提供に努めます」とされ、人権講演会を実施してきました。

市民意識調査を見ると「村上市は人権が尊重されている市であるか」では「尊重されていると思う」が23.3%で前回調査より増加、しかし、「わからない」が27.2%と前回

同様に高くなっています。

人権問題への関心では、「かなり関心がある」「少し関心がある」合わせて77.5%と前回より増加していることから、市民意識調査結果報告書においては「家庭における人権教育の推進や若年層を対象としたイベントで講演会を開催するなど、多様な方法を用いた啓発活動を行うことにより、一人一人の人権意識をさらに高め、人権への理解を深めることができると考えられる」と指摘しています。

この指摘を踏まえ、社会教育における人権教育のあり方を再検討し、どの年代にあっても学習できる機会の提供、人権意識を高める取組を推進する必要があります。

【施策の推進】

- ① 人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、社会教育関係者を対象とした研修会を開催します。
- ② 人権講演会を開催し、人権教育・啓発を行います。
- ③ 市民に対して人権問題が身近であるということを学ぶ機会を公民館の講座や広報などにより提供します。

3 市民に対する人権啓発の推進

【SDGsの方向性】



【現状と課題】

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第6条には、国民の責務として、「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない」と明記されています。

差別や偏見のない地域社会をつくるためには、市民一人一人がさまざまな人権問題についての理解と認識を深め、お互いの人権を尊重し合うことが必要です。

市民意識調査の結果では、人権が尊重されている市であるかについて、「いちがいには

いえない」の42.6%が最も数値が高く、次いで「わからない」が27.2%であり、前回と順位は変わらなかったものの、「尊重されていると思う」と回答した人はやや増加しました。

また、人権や差別問題に対する関心について、年代別でみると「かなり関心がある」「少し関心がある」と回答した人は20代で80.2%、30代が79.8%、40代で82.2%となり、それぞれ前回より10%以上増加しました。特に20代の関心の高まりが顕著であり、前回は人権教育、同和教育を受けてきたにもかかわらず他年代に比較して関心が低いという結果でしたが、今回は異なる結果となりました。これはSNSなどのソーシャルメディアが、特に若い世代を中心に広がっていること、それに関係する人権被害がニュースで取り上げられ、より身近に感じるようになってきたことが影響していると考えられます。

関心のある人権問題については、「障がいのある人の差別問題」が最も多く、次いで「インターネットによる人権侵害」「子どもの人権問題」と続きました。「インターネットによる人権侵害」は、どの世代においても、前回より大きく伸び、20代、50代では6割を超える回答となり、関心が高くなっていることが伺えます。インターネットの飛躍的普及と実際に起きたインターネットによる人権侵害事例の報道等が回答に影響を与えた要因と推測されます。

また、今回調査から新たに加えた「刑を終えて出所した人の人権問題」「東日本大震災に起因する人権問題」「LGBT（性的少数者）の差別問題」も比較的関心の高い結果であった一方、「アイヌ民族差別問題」「エイズ患者・HIV（感染者）問題」「ハンセン病問題」「新潟水俣病問題」への関心は、身近に感じていないためか10%を下回りました。

「女性差別問題」に対する関心については、男女差でも違いはありますが、それよりも年代別による違い、年代が高くなるにつれ関心が低くなる傾向がありました。

次に、自身への人権侵害の有無の設問では、これまでに自分の人権が侵されたと思ったことが「ある」と回答したのは27.8%で、前回調査よりやや増加しています。

どのような人権侵害を受けたかについては、「噂、悪口、かけ口」が49.7%で最も高く、「職場や家庭でのハラスメント」「仲間はずれ、嫌がらせ」「職場での不当な待遇」「名誉・信用毀損、侮辱」が続いています。「職場や家庭でのハラスメント」と回答した人の割合は、女性が男性を上回り、セクシャル、パワー等のハラスメントの多くは女性が被害にあっていることが見えてきます。

人権侵害の有無の年代別では、「ある」で20代が41.9%と高く、その内容は「噂、悪

口、かげ口」66.7%、「仲間はずれ、嫌がらせ」44.4%と他年代層よりも高くなりました。一方で年代が上がるにつれ、「ある」と回答した人は減少、70代以上では18.6%となりました。20代と70代以上で差がついたのは、携帯電話などによるSNS等の利用頻度の違いが要因と考えられ、この点は、関心のある人権問題で「インターネットによる人権侵害」が大幅に増加したことや、人権や差別問題に対する関心が20代で高まっていることとも関連していると考えられます。

人権が侵された場合には、友人等も含めた身近な人に相談するとの回答が前回同様多く、他を大きく上回っています。「身近な人に相談する」の割合は、男性より女性の方が17%程度多くなっています。また、「自分で処理する」、「何もしない」という回答を合わせると32%程度となります。行政等の相談窓口の利用を考える人は少ない状況です。このようなことから、人権が尊重される地域やそれを担う人づくりを引き続き進めるとともに、公共の相談窓口の周知・充実を図ることが重要です。

人権問題に関する講演会、研修会に「参加したことはない」と回答した人が前回より減少したもの7割の数値となり、参加の経験があるのは24.3%でした。参加したことのある人権講演会・研修会としては、「学校やPTA主催」が前回より大きく増え、48.2%と最も多くなり、次いで「職場や職域団体主催」「県、市町村主催」と続き、「県、市町村主催」は前回より16.4%の減少幅でした。

年代別で参加が多かったのは、20代から50代が「学校やPTA主催」が多いですが、30代から60代では「職場や職域団体主催」も高い結果となりました。

人権講演会・研修会に参加したことがない理由としては、「特に理由はない」の回答が47.6%で最も多く、「人権問題に関心がない」の6.9%を加えると54.5%が講演会・研修会への参加には消極的で、前回と同じような結果となりました。ただし、「開催を知らなかった」の38.5%は、参加の可能性があり、そこへのアプローチが重要です。

小・中・高等学校での人権教育、同和教育を行うことについては、「積極的に行うべき」が37.4%で最も高かったのですが、「ほどほどにすべき」の消極的な意見に「あまりやらない方がよい」と「やるべきではない」の反対意見を加えると30.3%となり、「わからない」等が32.3%で、前回と同様の傾向となりました。

近年、その被害が全国的に広がっている問題として、他人の戸籍や住民票の写しなどを職務上入手できる立場の者が、大量に不正取得し、その情報を売買していた事件があります。不正取得された個人情報は、結婚や就職の際の身元調査などに悪用される可能性があります。こうした個人情報の不正取得も依頼する人がいるために起ります。

身元調査についてどう考えるかの設問では「するべきでない」「どちらかといえば、するべきでない」合わせて46.1%でしたが、「どちらかといえば、必要だ」「当然必要だ」と身元調査を容認する回答は44.4%となりました。このことは、自分では差別しているつもりがなくても、結果として差別を助長したり、差別を生み出したりすることにつながります。調査結果を踏まえた、啓発活動の強化が引き続き必要です。

なお、村上市では2014年（平成26年）8月1日から住民票や戸籍等の不正取得防止のため、「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」を実施しました。この制度についての認知度を調べる設問を今回新たに加えましたが、「知っているし、既に登録している」は6.3%、「知っているが、登録していない」が11.5%、「知らない」は78.2%と、知らない人がまたまだ多く、利用者の少ない現状でした。今後、制度の周知と登録の促進を図っていく必要があります。

市民一人一人が、地域社会の中で豊かで充実した生活を送るためにには、人権意識が根付いていなければなりません。そのためには、さまざまな人権問題を身近な問題として認識し理解を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会づくりを推進する必要があり、関係機関と連携を図りながら、第2次計画においてもあらゆる場を通じて人権啓発を推進していくかなければなりません。

【施策の推進】

- ① 広報誌やホームページをはじめ、さまざまな機会を活用した人権啓発や相談窓口、講演会等の周知に努めます。
- ② 人権教育・啓発を効果的に推進するため、市民の身近なところで、人権に関するさまざまな問題について理解と認識を深める人権教育・啓発を推進します。
- ③ 人権にかかる施策の推進に当たっては、法務局や各人権関係団体及び市の各部局との連携のもと総合的に取り組みます。
- ④ プライバシーの侵害や結婚差別、就職差別などの人権侵害につながるおそれのある身元調査をなくすための啓発等に努めます。

4 企業・団体等に対する人権啓発の推進

【SDGsの方向性】



【現状と課題】

市民意識調査において、どのような人権侵害を受けたかについては、「噂、悪口、かげ口」が49.7%で最も数値が高く、次いで「職場や家庭での様々なハラスメント」「仲間はずれ、嫌がらせ」「職場での不当な待遇」と続きました。「職場での不当な待遇」については、20代で大きく減少、他世代でも減少しており、人権尊重の職場環境づくりが進んでいると見えますが、選択肢に「職場や家庭での様々なハラスメント」が設けられたことから、その回答へ分散したことが要因になったとも考えられます。今回の調査では「仲間はずれ、嫌がらせ」が40代は減少したものの20代は増加、SNS等の利用が広がる中での人間関係への影響や難しさが背景にあるのではないかと推測されます。

企業・団体等は、その活動を通じて地域や多くの市民と深く関係しており、社会を構成する一員として、人権問題の解決に果たす役割は小さくありません。このような中で、企業・団体等が就職の機会均等を確保するための公正な採用選考や障がいのある人の法定雇用率の達成、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの問題等に適切に対応し、人権尊重意識の高い働きやすい職場環境づくりのためには、より一層の人権意識高揚の努力が望まれます。また企業等における個人情報の取り扱いに対しては、適正な収集、利用、管理が求められています。当地域では、岩船郡村上市雇用対策協議会が組織されており、各種セミナー等の事業に取り組んでいることから、その事業の一環としての推進も必要と考えられます。

また、市として企業等の人権意識をより高めるための啓発や人権課題に取り組む企業等との連携や支援の在り方が今後の課題の一つです。

【施策の推進】

- ① 公正な採用選考など人権に配慮した適正な対応が図られるよう、公共職業安定所や

商工会議所・商工会や岩船郡村上市雇用対策協議会など関係機関と連携を密にし、啓発に努めます。

- ② 企業・団体等において計画的、継続的に人権啓発活動が実施されるよう要請するとともに、啓発資料や情報の提供などの支援を推進します。
- ③ 各企業との連携を深めながら、自主的な人権意識の高揚に向けた取組や人権問題研修会の開催等に努めます。

5 市職員等に対する人権啓発の推進

【SDGsの方向性】



【現状と課題】

人権が尊重される社会の実現に向けて、市職員をはじめとする公務員等に対しては、一人一人が人権感覚を身に付け、常に人権尊重の視点に立って職務を行うことが求められています。そのためには、人権に関するさまざまな課題を認識し、その課題解決に取り組むことのできる人権意識の高い職員の育成を図ることが必要です。

これまで、職員研修の実施や情報の提供、講演会等への参加などによる啓発が行われてきましたが、第2次計画でも、さらに計画的に進めていく必要があります。

【施策の推進】

- ① あらゆる人権問題の解決に取り組むべき立場にある職員等の人権意識の向上を図るため、窓口職員の研修や階層別の研修など人権研修の取組を進めます。
- ② 職員等に向けた、人権に関する情報の発信を随時行います。

本ページは余白

第 3 章

分野別人権施策の推進

第3章 分野別人権施策の推進

1 女性の人権について

【SDGsの方向性】



【現状と課題】

男女平等や女性の地位向上のために、男女共同参画社会基本法などの法律が整備されています。男女共同参画社会は、性別にかかわらず、職場、家庭、地域などの社会のあらゆる分野で、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる社会であり、男女共同参画社会の実現には、「男は男らしく」、「女は女らしく」という男女差別的な「固定的な役割分担意識」にとらわれず、男女がさまざまな活動ができる社会をつくることです。しかしながら、さまざまな分野において女性が十分に活躍できる環境が整っているといえない状況にあります。また、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的にとらえる意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場において、様々な男女差別を生む原因の一つとなっています。

市民意識調査での女性の人権で尊重されていないことでは、「男性との給料の格差」32.7%、「女性の仕事や役割を固定化させること」28.7%、「職場などにおけるセクシャル・ハラスメント」24.4%で続いており、「職場などにおけるセクシャル・ハラスメント」は前回調査と比べ6.3%増加しています。

近年、企業の社会的責任という考え方が注目され、その中で採用や人事評価の公正性、ハラスメント防止の徹底等の取組についても関心が高まっていることから、社会の動きに合わせて啓発の取組をさらに進めていく必要があります。

女性の人権を守るために必要と思われることでは、「男女両方を対象に仕事と家庭の両立を支援する体制をつくる」48.5%、「学校で男女平等について教える」が39.2%で続き、「学校で男女平等について教える」が前回調査と比べ8.0%増加していることから、市民意識調査の結果報告書では「学校での授業のほか、学校生活においても男

女の役割分担を同じにするなど適切な教育が求められている」と指摘しています。

男女別では、「家庭での負担（家事など）を夫にもっと担ってもらう」の設問に対して、女性が39.6%で男性より14.6%高くなっていることから、依然男女間の役割の固定的意識が残り、さまざまな場面での男女間の差別の原因となっています。

男女共同参画社会を実現するためには、家庭だけではなく、学校や行政、地域社会等あらゆる分野で、男女平等についての意識醸成が必要です。そのため、家庭では、家族全員の意識改革を図り、学校では、発達段階に応じた人権尊重に基づいた男女平等の教育を、地域においては、幅広い年齢が男女共同参画の観点から、男女ともに地域活動に参加するなどして、男女共同参画への理解を深める必要があります。また、社会においては、政策や方針などを決定する場における女性の登用を進めるとともに、女性の人材育成を支援、働く場において女性が活躍できるよう取組を進める必要があります。

本市では、2012年（平成24年）に、「第1次村上市男女共同参画計画」を策定し、計画に基づいて男女共同参画に関する取組を推進してきました。2018年（平成30年）に第2次改訂を実施、これまでの取組を継承しつつ、更に進展させていくことが大切です。

【施策の推進】

- ① 家庭や職場において、女性に対する偏見等による固定的な役割分担意識を払拭することを目指して啓発活動を行います。
- ② 男女の性にとらわれず、その個性と能力を十分に發揮できる社会づくりを推進するため、後援会や学習会を開催します。
- ③ 夫又はパートナーからの暴言や暴力、セクシャル・ハラスメントやストーカー行為など、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発に努め、被害者に対しては関係機関と連携して適切な支援に努めます。
- ④ 女性からの相談に対し、助言や情報提供などを行い、必要に応じて関係機関と連携を図りながら相談体制の充実に努めます。
- ⑤ 男女共同参画の推進により、より女性が生きやすい形にするのと同様に、男性もより生きやすい形にすることで、男女ともに生きやすい形を目指します。

2 子どもの人权について

【SDGsの方向性】



【現状と課題】

子どもたちや家庭を取り巻く環境は、急速な少子化や核家族化の進行、インターネットの普及などにより、複雑・多様化する中で、いじめ、体罰、虐待、ネグレクト（養育を放棄すること）などの人権侵害が深刻な社会問題になっています。

「いじめ」は、いじめられる子どもにとっては深刻な問題であり、不登校になり、それが原因で自殺や殺傷事件などに至る場面もあります。

市民意識調査の結果においても、子どもの人权で尊重されていないと思うことは、「子ども同士の暴力、仲間はずれ、無視などのいじめ」47.7%、「いじめをしている人やいじめられている人を見て見ぬふりをする」35.6%、「親・同居者が身体的、心理的に虐待する」33.0%で続き、「親・同居者のしつけでの体罰」は前回調査に比べ6.3%増加しました。いじめと児童虐待に関するものが前回調査と同様に関心が高く、学校や家庭において相手に対する「思いやり」や「やさしさ」などの人権教育・人権意識の向上とともに、見て見ぬふりで終わらせない、いじめに気付いたら先生や親に知らせるなどの行動を起こしていくような啓発も必要と考えます。

子どもの人权を守るために必要なことでは「家庭内の人間関係の安定」が57.4%と突出して高く、年齢別では、子どもを持つ親の世代、40代から60代で「指導者や教師の人間性及び資質の向上」が40.5%と、教員へ込められた期待の高さが伺われます。

いじめや児童虐待の背景には、家庭環境も関わっていると言われています。報告書では、「子どもや家庭内の問題は複雑、多様化しているので、いじめなどの早期発見・早期対応、また、子どもや家庭に対するきめ細かな支援や相談体制の充実などが期待されている」と述べられています。いじめの解決には教員の資質向上と学校、家庭、関係機関の連携強化等が求められています。

文部科学省のいじめ問題に関する基本的認識のなかでは、「どのような社会にあって

も、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある」とされていることから、報告書では「いじめは人間として絶対に許されないと認識のもと、子どもたちが周囲の友人や教職員と信頼できる関係のなか、安心して過ごせる環境づくりを進める必要がある」とも指摘しています。近年では子どもたちが、SNSや無料通信アプリを利用する機会が増加、生活スタイルや人間関係づくりに多大な影響を与えていますが、これらを使用し特定の子どもに対する誹謗・中傷が行われるなどの「ネット上のいじめ」という、新しい形のいじめ問題が深刻化していることも課題となっています。

【施策の推進】

- ① 児童虐待については、発生予防、早期発見・早期対応、再発防止に向けての取組が重要です。家庭児童相談室や村上市要保護児童対策地域協議会の機能の充実を図りながら、子ども家庭総合支援拠点の設置について検討を行っていきます。児童虐待防止や体罰等によらない子育てへの啓発活動の推進を行うとともに、関係機関との連携強化により適切な対応を図ります。
- ② 親に対する学習の機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など家庭教育を支援する取組の充実に努めます。
- ③ 子どもたちが豊かな人間性を身に付け健やかに育つために、子育て支援センターをはじめとする各種事業の充実、子育てに関する情報発信の推進を図っていきます。また、新たに令和3年度より設置した子育て世代包括支援センターにより、子育てに関して妊産婦からの切れ目のない相談体制の充実を図り、家庭保育における不安の解消に努めます。
- ④ いじめや不登校などの相談体制の充実を図り、早期対応による問題の早期解決に向けた取組を推進するとともに、児童生徒に対しては、いじめは許されないという指導を徹底します。
- ⑤ インターネット上のトラブル、犯罪に巻き込まれないよう情報教育の充実を図るとともに、複雑化、広域化する生徒指導上の諸問題や問題を抱える児童生徒に適切に対応、支援していくことができるよう、専門的知識を有する指導員の積極的な活用と教育支援センターの機能充実を図ります。

3 高齢者の人権について

【SDGsの方向性】



【現状と課題】

平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、人口の高齢化が急速に進行しています。このため、一人暮らしや高齢者のみの世帯が多くなり、日常の生活や健康の保持、介護、地域での交流や生きがいなど、高齢者は多くの不安を抱えています。

市民意識調査の結果からは、「悪質商法による高齢者の被害」が33.6%で前回調査と比べ9.1%増加、年齢別では20代と30代で高くなりました。報告書では「高齢者の一人暮らしや高齢者世帯が増え、その高齢者を狙った悪徳商法や振り込め詐欺などが多発しているため、被害の心配をした高齢者本人及びその家族が前回調査より増加したのが理由ではないか」と推測しています。

次いで、高齢者になったときの体力の低下、病気、ケガにより動けない生活になつたときの不安から「高齢者が暮らしやすい街づくり・住宅づくりが進んでいない」という考えを抱く方多くありました。報告書では「高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現を目指した取組を進める必要がある」と指摘しています。

高齢化が進む社会の中で、高齢者が社会の一員として、生きがいを持ち、健康でいきいきと暮らせる地域社会の実現を目指した取組を進める必要があります。また、判断能力が不十分な高齢者の財産管理の問題や虐待などによる人権侵害、寝たきりや認知上の問題などの課題解決に努めなければなりません。

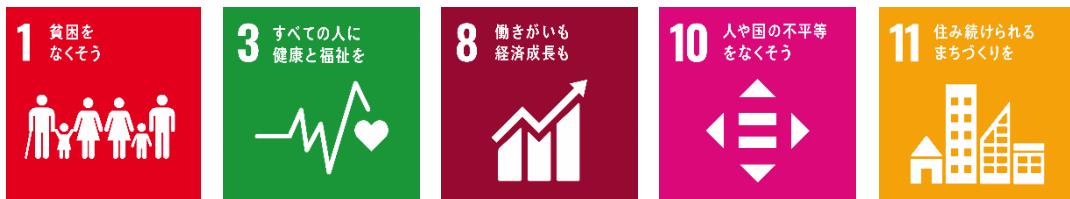
それらはすべての市民がいずれ経験するかもしれない課題であり、高齢者的人権を守るための相談体制を充実させて、市民の見識を深めていく必要があります。

【施策の推進】

- ① 高齢者の人権について、理解と認識を深める啓発活動とともに、高齢者に対する差別や虐待の早期発見と予防体制の充実のため、民生委員・児童委員、介護事業者や市民との連携をはかり高齢者の生命と安全を守ることに努めます。
- ② 関係機関と連携し、悪質商法や詐欺被害などの問題への対処、判断能力が不十分なため財産管理などの日常生活に支障のある高齢者に対する権利擁護事業や成年後見制度の適切な利用と支援により、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。
- ③ 高齢者が自らの健康に関心を持ち、健康づくりや介護予防などの取組に進んで参加できるように、高齢者のニーズに応じた健康増進・介護予防事業の充実を目指します。
- ④ 高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を活かしながら、自己実現や社会貢献ができるよう学習活動や社会参加の機会を充実していきます。
- ⑤ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の支え合いや身近な地域で提供する福祉サービスの充実を目指します。
- ⑥ 高齢者が適切な介護サービスや介護予防サービスが受けられるよう、支援に努めます。

4 障がいのある人の人権について

【SDGsの方向性】



【現状と課題】

障がいのある人もない人も、すべての人にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、国や県、市町村が障がいのある人に対する各種施策を実現していくだけでなく、社会のすべての人が障がいのある人に対して十分に理解し、配慮してい

くことが必要です。

市民意識調査においては、障がいのある人の人権が尊重されていないと思うことについて、「働く場所や機会が少なく、また不利なことが多い」が52.0%、「障がいのある人に対する人々の理解が不十分」が43.0%でした。

障がいのある人の人権を守るために必要なことでは、「就職機会の確保」、「福祉施設の充実」、「障がいのある人への配慮した防犯、防災対策の充実」の順となりました。報告書では「障がいのある人の社会参加への意識の高揚を図るため、働く環境づくりや生活支援の取組、また、ノーマライゼーション（障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す）の理念を定着させて、家庭や学校、地域全体で障がいのある人に対する関心や理解を深めていくことが必要である」とが述べられています。

また、近年、自然災害が頻発しており、災害発生時の避難方法や避難所での生活の対応など、防災対策を講じる上での障がいのある人への配慮が求められています。

知的障がいや精神障がいなどによって、一人で物事を決めることが難しくなったり、正しい判断が十分にできなくなったりする人に対しての支援策には成年後見制度がありますが、こうした制度活用が広がり、偏見や差別を受けたり、活動が制限されたりして、社会への参加がしにくくならないようにしていくことが必要です。

【施策の推進】

- ① 医療・保健・福祉・労働機関等との連携を行い、各障がい特性に応じた総合的な障がい者福祉サービスを提供します。
- ② 障がいのある人の社会参加を促進することで、自立し地域の中で生きがいをもつて暮らせるよう、相談支援体制の充実とともに情報提供・不安解消に努めます。
- ③ 障害者差別解消法により、障がいを理由にした差別的扱いや権利侵害をしてはいけないこと、社会的障壁を取り除くための合理的な配慮をしなければならないことなどの周知に努めます。
- ④ 村上・岩船地域自立支援協議会において、障がいのある人の雇用につながるよう取り組むとともに、公共職業安定所と協力し雇用促進に努めます。
- ⑤ 障がい及び障がいのある人に対する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止とノーマライゼーションの理念の定着に努めます。
- ⑥ 関係機関と連携し、知的障がいや精神障がいなどによって、一人で物事を決める

ことが難しくなったり、正しい判断が十分にできなくなったりする人の財産管理などを保護・支援する成年後見制度について、周知や支援に努めます。

5 同和問題（部落差別問題）について

【SDGsの方向性】



【現状と課題】

部落差別問題の解消は、人間が人間として尊重され、平等で幸せに暮らすことができる社会の実現であり、私たち一人一人が取り組まなければならない課題です。しかしながら、結婚、就職などの問題を中心とする部落差別問題は依然として存在しています。部落差別問題は、単に知識として知っているだけでは何も解決しません。また、頭の中では分かっていても、いざ身近なことになると心の底に眠っている差別意識が頭をもたげてきます。特に身内のこととなるとその行為は、顕著に表れてきます。

被差別部落の生活環境の改善については、狭隘な道路等の課題解決に向け、地域住民との話し合いを通じて実態を把握し、今後は一般対策で取り組む必要があります。

雇用の促進と就労の安定は、生活の安定や心豊かな生活を営むうえで重要な課題です。関係機関等と連携した取組とともに、雇用主が部落差別問題をはじめとする人権問題について、正しい理解と認識のもと公正な採用選考や快適に働く職場づくりに努めることなどが必要であり、そのための啓発にも努めなければなりません。

また、被差別部落の子どもたちの学力・進路保障については、その充実に向け、家庭と学校、行政が連携を深める必要があります。

新潟県教育委員会では、学校教育や社会教育で求められる人権教育の在り方を示すため、「新潟県人権教育基本方針」を令和3年3月に改定し、学校教育では「かかわる同和教育」の理念を踏まえ、人権が尊重される学級づくり、学校園づくりを行うこと等が示されました。

第2章の学校教育における人権教育の推進でも述べていますが、村上市においても、家庭訪問や教育相談等を通して、被差別の当事者や悩みを背負わされた子どもたち、保護者に寄り添った対応に努め、「かかわる同和教育」を推進します。併せて、差別をしない、させない、許さない、見過ごさない人間づくりを進めます。

同和問題（部落差別問題）の認識度について、市民意識調査の結果では「知っている」が50.9%、「聞いたことはあるが詳しくは知らない」が33.3%で、何らかの形で知っている人は84.2%となりました。年代別では「知っている」が50代以上で5割を超えたが、一方で「知らない」と回答した人は14.6%で、40代以下では2割を超えていました。

同和地区（被差別部落）の成り立ちについては、部落差別問題を「知ったきっかけの約半数」が家族や親戚、近所、友人、職場から聞いたなど、周囲の人からさまざまな成り立ちを聞いたことにより、何が本当の成り立ちなのかが分からなくなっている傾向が、市民意識調査から明らかになっています。そのため、被差別部落に対する正しい知識と理解の啓発・教育に取り組む必要があります。

近年は、特にインターネットにおける被差別部落のアウティングも大きな問題になっています。部落差別を助長させる書籍の出版や、インターネットを使用した差別（書き込み、動画投稿）が見受けられるため、村上市では定期的なモニタリングを行い、インターネット上の差別を発見した場合には、差別（書き込み、動画投稿）を記録した書類を作成して、新潟地方法務局に削除要請をしています。

村上市における同和問題（部落差別問題）の認知度では、「ある」の合計が59.4%でした。年齢別では30代以下では大きな差が見られないが、40代以上では「ある」の合計が高い傾向でした。

同和問題（部落差別問題）の解決には教育や啓発が大切であると回答する人は、年代が上がるに従い、低くなる傾向があります。これは「寝た子を起こすな論（そっと放置しておけば、自然に解消する。知らない人にわざわざ知らせ差別意識を目覚めさせしまうという考え方）」が残っているためと考えられています。

市民意識調査の結果報告書では「同和問題（部落差別問題）は、誤った知識を持っている人から誤った情報が広がってしまうと、差別を助長されることにもなりかねないため、人権教育・啓発活動及び学校での同和教育を引き続き推進していかなければならない」と指摘しています。

<用語の説明>

- 学校園とは、幼稚園・小学校・中学校をいいます。
- オーティングとは、暴露、さらし行為のことをいいます。本人の了承を得ずに、本人が公に「内緒にしたいこと」を第三者がばらしてしまうことでもあります。

【施策の推進】

- ① 偏見や差別意識の解消に向けて、関係機関や各種団体等と連携し、部落差別問題に対する正しい認識と理解を深める取組を推進します。
- ② 部落差別問題の理解を深めるため、人権講演会や公民館などの講座で人権教育、同和教育を推進します。
また、講演会や講座等の開催については、広報誌やホームページ等での周知に努めます。
- ③ 相談窓口について広報等により周知するとともに、人権侵害行為が発生した場合には、関係機関・団体と連携し速やかな解決に努めます。
- ④ 部落差別問題の中でも深刻な問題の一つである結婚における差別問題で、特に身内の結婚になると差別意識が表れることについて、その解消に向けた啓発に努めます。
- ⑤ えせ同和行為は部落差別問題に対する誤った意識を植え付けるだけでなく、部落差別問題の解決を妨げる要因であることから、排除に向けた啓発等を推進します。
- ⑥ 生活環境について、地域住民との話し合いを通じて、国・県と連携しながら改善に努めます。
- ⑦ 生活の安定と向上を目指し、関係機関や人権団体と連携して雇用促進に努めます。
- ⑧ 被差別や経済的困難等で学力の定着に関して支援が必要な子どもへは、学力・進路保障の場の提供に努めます。
- ⑨ 市職員を対象とした部落差別問題の研修会の開催や講座・研究集会等への参加に努めます。

6 外国籍住民の人権について

【SDGsの方向性】



【現状と課題】

村上市には、2021年（令和3年）10月1日現在24か国、301人の外国籍の人が居住しています。外国籍住民も地域の一員として生活しているにもかかわらず、外国籍住民であるという理由で差別や不利益を受けることのないようにしなければなりません。言葉や生活習慣、文化や宗教などの違いから誤解や偏見が生まれ、さまざまな人権問題となって現れる可能性があります。これらは、相互理解が不十分であることに起因した問題でもあり、相互に理解を深め、人権を尊重し、共生していく社会を築いていくことが重要となっています。

外国籍住民の人権について、市民意識調査では、「わからない」34.2%、「外国籍住民の人権は日本人よりも尊重されていない」20.9%で続いている、関心の低さが示されています。

外国籍住民の人権を守るために必要なことでは、特に若年層にあっては、子どもの頃から外国籍の人と触れ合う機会が多くあり、多文化共生社会（国籍や民族の異なる人々が、互いの違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら生きていける社会）の考え方について浸透しているためか関心が高く、30代以下で外国籍住民の事情を理解することが大切と回答した人は半数を超えていました。

また、2016年に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。この法律は日本に居住している外国出身者やその子孫に対する差別意識を助長し、地域社会から孤立・排除することを煽るような「言動」を解消することを目的としています。

多様性（ダイバーシティ）の尊重、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の意識を醸成することで、より一層、外国人の人権を尊重して、共生していくことを推進する必要があります。

<用語の説明>

- 多様性（ダイバーシティ）とは、市場の要求の多様化に応じ、企業側も人種、性別、年齢、信仰などにこだわらずに多様な人材を生かし、最大限の能力を發揮させようという考え方です。
- 社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）とは、社会的に弱い立場にある人々をも含め市民一人一人を、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、支え合う考え方です。

【施策の推進】

- ① 外国籍住民の人権について、正しい理解と認識を広げるため、啓発に努めます。
- ② 異なる国籍や文化を持つ住民が、お互いを認め合い、差別や偏見を持たずに安心して暮らせるまちづくりを推進するために、異文化に親しむ機会や外国語の学習機会を提供します。
- ③ 外国籍住民に対しても、丁寧な窓口対応や情報の提供に努めます。

7 インターネットによる人権侵害について

【SDGsの方向性】



【現状と課題】

インターネットの急速な普及に伴い、その利用者は年々増加しています。インターネットが情報収集の手段からコミュニケーションの手段へと進展し、誰もが容易に不特定多数の人に対して、情報を発信できるなどの利便性が増す一方で、インターネット上での人権に関する問題も増えています。インターネット上では、匿名による書き込みが可能なことを悪用し、差別的な書き込みや誹謗中傷、プライバシーの侵害や無責任な噂、有害情報を不特定多数の人に発信するなど、さまざまな人権侵害の発生が

社会問題となっています。

また、小・中学生などの利用も年々増加している中で、学校裏サイトなどにおける誹謗中傷の書き込みなど、子どもが加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれる事案も発生しています。

これらのインターネット上の有害な情報から子どもたちを守る対策としては、「フィルタリング」（有害サイトアクセス制限サービス）の活用などの方法もあります。

市民意識調査において、インターネットによる人権侵害では、「ある」が53.1%で前回調査と比べ20.9%増加していて、その内容としては、「悪口や一方的に攻撃するような内容の掲載」をされたことが多くを占めています。男女別では、男性は「差別的な発言をネットワーク上で発信する」、女性は「個人情報や写真、音声などを当人に無断で公開」が高くなっています。

インターネットの普及によりコミュニケーションの場は広がりましたが、誹謗中傷などの書き込み、ネット上のいじめ、プライバシー情報の無断掲示、同和問題（部落差別問題）を助長する書き込みなど匿名性を悪用した被害は増加・深刻化しているため、「罰則の強化」で人権侵害の抑止につなげたいという考えが広がっていることが調査から伺われます。

また、「ネット詐欺」などの犯罪行為も収まる様子はありません。スマートフォンやタブレットでインターネットに接続する方は増加していて、特に子どもや高齢者は有害サイトに接続するなどして、事件や犯罪に巻き込まれる可能性も高くなっています。子どもや高齢者的人権を守る観点からも、有害サイトの危険性を知らせて、有害サイトに接続しない、容易に意思表示をして契約を行わないなどの注意喚起を行うことで、「ネット詐欺」などの犯罪に巻き込まれないように啓発する必要があります。

【施策の推進】

- ① 利用上のルールやモラルを守り、人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないよう啓発に努めます。
- ② インターネット上で差別の助長や名誉毀損など、人権を侵害するおそれのある書き込み等については、関係機関と協力して適切に対応します。

8 LGBT（性的少数者）の人権について

【SDGsの方向性】



【現状と課題】

LGBT（性的少数者）の人権で尊重されていないことでは、「LGBT（性的少数者）に対する人々の理解が不十分」が47.6%で圧倒的に高く、次いで「じろじろ見られたり、避けられたりする」27.5%、「ひどいことを言ったり、無視、虐待をしたりする」22.0%で続きました。若年層は学校の授業で取り上げられるようになっていくことから、ある程度の知識を持っているかもしれません、学習の機会がなかった中高年層以上では知識や理解が低い可能性があります。特にトランスジェンダーは性自認と身体的な性が一致していない人の全般を指し、複雑で理解が難しいという方もいることが考えられるため、報告書においては「周知を目的とした教育や啓発を考えていかなければならぬ」と指摘しています。

LGBT（性的少数者）の人権を守るために必要と思われることでは、「学校等、子どものころからの教育や啓発」が47.6%で最も多くなっています。年代別でもすべての年代で「学校等、子どものころからの教育や啓発」という考え方が多いことから、早い時期からの教育によって理解を深める取組をしていくことが必要と考えられます。LGBT（性的少数者）について学校教育で取り上げる場合には、正確な知識を伝えるとともに、差別的な発言をするのは人権侵害にあたること、LGBTであることはおかしなことではないと理解してもらうことが大切です。

また、次いで「法制度の整備」も32.4%と高い割合であり、法制度の整備がされ、行政による支援が求められているのではないかと考えられます。

多様な性的指向・性自認がある中で、いわゆる少数派の方々（性的マイノリティ）は、生きることへの辛さや居場所のなさを感じ、日々の生活を送っています。その中で、主に親しい方、信頼できる方などに、自身の性的指向や性自認をカミングアウトすることで、「自分を偽ることなく生きることができる」と考える方もいますが、実際

には差別や偏見を恐れて、カミングアウトに踏み切ることは難しい状況にあります。

また、アウティングも大きな人権侵害です。思い悩んでカミングアウトした性的少數者は、自分自身のセクシュアリティを知られたくないものであり、アウティングされることは非常に大きな人権侵害になります。

絶対にあってはならない事件として、アウティングされた学生が自らの命を絶ってしまうという事件がありました。アウティングは人格権ないしプライバシー権を著しく侵害するものであって、自死（自殺）といった最悪の結果を招きかねない絶対に許されないものであるという見識を醸成する必要があります。

一方、令和2年6月1日に施行された法律として、（ただし、中小事業主の施行期日は令和4年4月1日）「改正労働施策総合推進法（パワーハラスメント防止法）」では、性的指向・性自認による差別やアウティングは、パワーハラスメントの一つと位置付けられて、防止策を講じることが事業所に義務付けられました。近年は多様な性に配慮した社会制度の改革が進んでおり、本市においても、多様な性に対する認識を深めて、それぞれの性的指向・性自認があるという見識を醸成する必要もあります。

<用語の説明>

- アウティングについては、P42上から3行目を参照してください。
- LGBTとは、セクシュアルマイノリティ（性的少數者）を表す言葉で、性的指向や性自認を意味する英語の頭文字をとった作られた言葉です。
また、LGBTにQを加えて、LGBTQと標記する場合もあります。
 - Lesbian（レズビアン）は同性を恋愛の対象とする女性
 - Gay（ゲイ）は同性を恋愛の対象とする男性
 - Bisexual（バイセクシュアル）は同性も異性も恋愛対象となりうる人
 - Transgender（トランスジェンダー）は体の性と心の性が異なる人
 - Questioning（クエスチョニング）またはQueer（クイア）は性的指向や性自認が定まっていない人を意味します。
- 性的指向（Sexual Orientation）とは、自分がどのように「好きになる性」を認識しているのかというもの。認識の問題であって、属性の問題ではない。心の性。自分が認識している自分の性別のこと。
好きにならない事も含めて、性的指向という事がある。
- 性自認（Gender Identity）とは、好きになる性、好きにならない性も含めて、どう

いう相手に恋愛感情を抱くのか。相手の性別と自分の性別の関係。

- 性的指向・性自認は「SOGI」と呼ばれています。
- SOGIは英訳のアルファベット (Sexual Orientation & Gender Identity) の頭文字をとって表します。

【施策の推進】

- ① 学校においては児童生徒の悩みに寄り添う相談体制を充実させていくとともに、学校、家庭、職場など地域社会全体で、多様な性を知り、身の回りの習慣や常識になっている考え方を今一度見直し、性的少数者が「自分の居場所がある」と実感できるよう、性的指向・性自認(SOGI)に関する理解を深める教育・啓発活動の推進に努めます。
- ② たとえ一人でも、きちんと気持ちを受け止めてくれる人、安心感を与えてくれる人がいることで、前向きな気持ちが生まれてくることを理解して、多くの人がお互いを理解し合い、前向きになれるような教育・啓発活動の推進に努めます。
- ③ オーティングは絶対にあってはならないことという意識を持ち、性的少数者に属する人々が、安心して自立した社会生活が送れるよう、専門的な知識を有する識者や団体等とも連携して、相談体制など、行政サービスを充実させていくとともに、就労の機会を確保することや企業啓発の推進に努めます。

9 身元調査について

【SDGsの方向性】



【現状と課題】

身元調査とは、結婚や就職などの際に、本籍、出生、家族構成や家族の仕事、国籍、思想、信条などの情報を自らまたは調査会社などに依頼して、本人の知らないところ

で戸籍や住民票を取得したり、知人や近隣の人に聞いたりするなどして調べることです。

身元調査では、「どちらかといえば、必要だ」が37.4%で最も高く、「当然必要だ」7.0%を含めると、44.4%の人が身元調査を容認する結果となっています。

しかし、本人の経歴や思想・信条、家柄、資産などを調べる身元調査は、プライバシーの侵害や結婚差別、就職差別などの人権侵害につながるため、「身元調査は差別行為・人権侵害である」という認識を周知・啓発していくことが必要です。

新潟県内においては、戸籍謄本や住民票が不正に取得されていることが判明しています。不正取得の背景には、調査会社や探偵社などへの依頼業務において、身元調査の依頼があったことがあります。依頼する側にも依頼される側にも不正取得の原因があり、さらに不正取得が差別につながることだと、明確に認識する必要があります。

「住民票の写し等に係る本人通知制度」を知っているかでは、「知らない」が76.2%で最も高く、年齢別でも70代以外の各年代で8割台となりました。

この制度は、住民票の写しなどの不正請求や不正取得を抑制し、個人の権利侵害の防止を図ることを目的としており、本市では平成28年8月1日より実施していますが、制度については十分に浸透しているとはいえない状況です。多くの人が登録することにより、不正取得する側が警戒し不正取得を抑止する効果が期待できると考えるため、多くの人に周知し本人通知制度の登録者を増加させる取組を推進する必要があります。

【施策の推進】

- ① 本人通知制度の登録者を増加させる取組を推進していきます。
- ② 差別の意識がなくとも調査する側の巧みな言葉によって、第三者のことを話してしまい、結果的に身元調査に協力してしまう場合があります。調査の目的等をよく把握し、人権を侵害し、差別行為につながる調査には協力することがないように、啓発に努めます。

10 差別を解消するための法律について

差別を解消するための法律（人権三法）では、「知らない」の割合が「障害者差別解消法」62.6%、「ヘイトスピーチ解消法」64.6%、「部落差別解消推進法」61.6%とすべて高い割合を占めました。差別を解消するための3つの法律は2016年

(平成28年)に施行されましたが、認知度は低い結果となっているため、この3つの法律の周知を目的とした教育や啓発を課題として考えていかなければなりません。

(1) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)」

【現状と課題】

いわゆる「障害者差別解消法」(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)は、2016年(平成28年)4月1日に施行されました。この法律は障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

この法律は、身体障がい、精神障がい、又は知的障がい、さらには、車いすや補装具の使用、介助者や盲導犬の存在など障がいに関連することを理由に区別や排除、制限するなどの「不当な差別的取扱い」を禁止します。

また、障がいのある人との平等な機会を確保したり、建物の入口の段差を解消するためのスロープを設置したり、ルビをふったり、わかりやすい言葉で書いた資料を提供することなどの合理的配慮を求めています。

【施策の推進】

障がいに関連することを理由に区別や排除、制限することなどを禁止して、ノーマライゼーションのスタンダード化を推進します。

(2) 「本邦外出身者に対する不当な差別言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」

【現状と課題】

「ヘイトスピーチ解消法」(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)は、「特定の人種や民族への差別」をあおるヘイトスピーチ(憎悪表現)の抑止・解消を目的とした法律で、2016年(平成28年)6月3日に施行されました。

近年では、特定の人種や民族、宗教など少数者に対し、侮蔑的な表現を連呼する街宣活動が繰り返され、こうした言動が人としての尊厳を傷つけているだけでなく、人々に不安感や嫌悪感、日常生活における恐怖感を与えています。

この法律は、上記の内容を含む不当な差別的言動の解消に向け、国や地域社会が、教育や啓発広報、相談窓口の設置などの施策を講ずるよう定めています。

【施策の推進】

不当な差別的言動の解消に向け、教育や啓発広報、相談窓口の設置などの施策を講ずるよう努めます。

(3) 「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」

【現状と課題】

いわゆる「部落差別解消推進法」(部落差別の解消の推進に関する法律)は、部落差別のない社会を実現することを目的に、2016年(平成28年)12月16日に施行されました。

インターネット上に差別的な書き込み、差別を助長する動画の投稿がされるなど、部落差別が悪質化し拡散されていることなどを背景に、「現在もなお部落差別は存在する」と、部落差別の存在を法律で初めて明らかにしました。

この法律により、国及び地方公共団体には、部落差別の解消に関する施策を講じたり、相談体制の充実を図ったり、必要な教育及び啓発を行ったりする責務が生じています。

【施策の推進】

部落差別の解消に関する施策を講じたり、相談体制の充実を図ったり、必要な教育及び啓発を進めます。

1.1 さまざまな人権問題について

(1) ハンセン病問題

【現状と課題】

ハンセン病は、1873年(明治6年)、ノルウェーのハンセン医師が病の原因となる細菌を発見したことから名付けられた感染症の一種です。

国立感染症研究所によると、ハンセン病は、「らい菌」によって体の抹消神経が侵さ

れる感染症ですが、その感染力は極めて弱いため感染はしにくく、感染したとしても発症はまれということです。成人の場合は、日常生活の中で感染することはほとんどなく、また遺伝する病気でもありません。現在では、仮に発症しても治療法が確立されており、早期発見と早期治療により障がいを残すことなく完治する病気となっています。

しかし、ハンセン病に対する誤った認識から、1996年（平成8年）に「らい予防法」が廃止されるまで、長年にわたり患者を国立療養所に隔離する政策が取られるなどしたため、ハンセン病はとても怖い病気であるという誤ったイメージを人々に植え付けてしまいました。そのことが、偏見や差別意識を生む原因になり、結婚や就職を拒まれるなど、患者や元患者、その家族は多大な精神的苦痛を強いられてきました。

また、新潟県のハンセン病患者の発生状況が記録された1938年（昭和12年度）の資料が発見され、村上市にも患者の存在が記録されています。

このような状況の中、国は2001年（平成13年）6月にハンセン病の患者・元患者の名誉回復及び福祉増進を図ることを目的とした「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を施行しました。しかし、ハンセン病療養所の入所者であることを理由にホテルの宿泊を断られるという事件が起こるなど、現在でもハンセン病患者や元患者、その家族などに対する偏見や差別は根強く残っています。ハンセン病問題を解決するためには、わたしたち一人一人がハンセン病について正しく理解することが大切です。

【施策の推進】

- ① ハンセン病に対する理解の不足に基づく偏見や差別意識を解消するため、教育・啓発による正しい知識の普及に努めます。
- ② ハンセン病元患者への自立支援について、関係機関と連携をしながら、適切な対応に努めます。

（2）新潟水俣病問題

【現状と課題】

最初に水俣病の発生が確認されたのは1956年（昭和31年）で、熊本県の水俣湾周辺で発生したことから「水俣病」と呼ばれるようになりました。水俣病は、メチル水銀に汚染された魚介類を、反復、継続して食べることによって起きる中毒性の神経系

疾患です。発生源は化学工場で、工場排水に含まれ排出されたメチル水銀が魚などに蓄積し、これを食べた住民が被害を受けました。その9年後の1965年（昭和40年）に全く同じ原因で同じ病気の発生が阿賀野川流域で確認され、新潟で起こったことから「新潟水俣病」となりました。

水俣病の主な症状としては、手足の感覚障害をはじめ、視野狭窄、運動失調、聴覚障害などが上げられます。発生当初は、原因がメチル水銀とわからなかつたため「伝染病」や「タタリ」などと誤解され、被害者や家族は、周囲の心ない言葉や行動で精神的にも深く傷つけられました。このように、新潟水俣病は地域住民に健康被害をもたらしただけでなく、被害者やその家族に対する病気を理由とした差別や偏見を生み、地域社会にも深刻な被害をもたらしました。被害者がこのような差別や偏見にさらされたのは、水俣病に対する啓発が不十分であったからとの指摘もあります。

また、被害者の中には、差別や偏見を恐れ、病気を隠し続けたまま亡くなった人もいると言われており、正確な被害の実態は分かっていません。

県では、2009年（平成21年）に「新潟水俣病地域福祉推進条例」を施行しました。この条例により、新潟水俣病の被害者を社会全体で支え、県民一人一人が新潟水俣病への理解を深めるとともに、このような悲惨な公害が二度と繰り返されることなく、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す取組が始まりました。

また、国では、2010年（平成22年）に施行した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」により、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に向けて行うべき取組などが定めされました。

水俣病を完全に治す治療法はないことから、今なお、被害者の苦しみは続いています。水俣病患者等に対する偏見や中傷を解消し地域の再生融和を図るため、水俣病問題に対する正しい知識を広め、理解を深めていくことが必要です。

【施策の推進】

- ① 新潟水俣病に対する偏見や中傷がある一方で、無関心による問題の風化が懸念されていることから、正しい理解を深め、その経験と教訓を将来に伝える教育の推進や啓発の充実を図ります。
- ② 新潟水俣病患者に対する支援等について、関係機関と連携して取り組みます。

(3) 北朝鮮による拉致問題

【現状と課題】

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明になると
いう事件が発生しました。この事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚で
あることが明らかになったことから、政府は、1991年（平成3年）以来、機会がある
ごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起しました。北朝鮮側は否定し続けていましたが、
2002年（平成14年）9月に行われた日朝首脳会談において公式に拉致を認め、同年1
0月に5人の拉致被害者の帰国が実現しました。しかし、政府は、2014年（平成26年）
7月現在、17人を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しており、他の被害者につ
いては未だに解決していません。このほかにも拉致された可能性を排除できない事案
があります。

国連においては、2003年（平成15年）以来毎年、わが国が提出している北朝鮮人
権状況決議が採択され、北朝鮮に対して、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の
早急な解決を強く要求しています。

また、2005年（平成17年）の国連総会において採択された北朝鮮の人権状況に
関する決議を踏まえ、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携した実態の解明などを目的として、2006年（平成18年）に「拉
致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。
この法律では、地方公共団体の責務として、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮
当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとしています。
また、拉致問題等についての关心と認識を深めるため毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体は、同週間の趣旨にふさわしい事業の実施に努めるものとしています。

北朝鮮当局による拉致は、わが国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題
であり、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題の早期解決と
帰還後の生活の安定等も含め、市民の关心と認識を深めていく取組が必要です。一方、
在日韓国・朝鮮人児童・生徒に対する嫌がらせ、脅迫、暴行などの事件も発生してお
り、このような嫌がらせ等に対する防止の啓発も必要です。

【施策の推進】

拉致問題の早期解決に向け市民の关心と認識を深めるため、関係機関等と連携した

啓発を行います。

(4) その他の人権問題

【現状と課題】

○ HIV感染者の人権

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことをエイズ（AIDS）と呼んでいます。エイズは、1981年（昭和56年）に世界で最初の症例が報告され、わが国においても1985年（昭和60年）に最初の患者が発見されました。

エイズ患者を含むHIV感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から偏見や差別意識が生まれています。そのことが原因となって、医療現場における診療拒否、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否など、社会生活のさまざまな場面で人権問題となって現れています。しかし、エイズの原因であるHIVは、感染力がそれほど強くなく、正しい知識に基づいて日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はないことから、正しい知識や理解を深める取組が必要です。

○ 東日本大震災に起因する人権

2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故は多くの人命を奪い、被害を受けた人々は避難生活や他地域への移住を余儀なくされています。

この災害では、根拠のない思い込みや偏見で原発事故による避難者がホテルの宿泊を拒否されたり、小学生が避難先の小学校でいじめられたりする人権侵害が起きました。

風評に惑わされない冷静な判断ができるようにするとともに、災害や放射性物質の影響について正しく理解し、人権侵害を発生させないよう人権教育・啓発を推進する必要があります。

○ 犯罪被害者等の人権

犯罪被害者やその家族は、犯罪行為により生命、身体または財産に対して直接的な被害のみならず、その後遺症に苦しんでいます。それにも関わらず、追い打ちを

かけるように、興味本位の噂や心ない中傷などにより、名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの被害を受けることも少なくありません。犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現が求められています。

○ 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人に対する偏見や差別により、本人に更生の意欲があっても、就職に際しての差別や住居等の確保が困難など、現実は厳しい状況にあります。

また、本人のみならずその家族や親族も、地域社会や職場、学校などで差別的な扱いを受けることがあります。刑を終えて出所した人が、真に社会復帰を実現し、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、地域社会等の理解と協力が必要となります。刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくし、同じ社会の一員として迎える姿勢が求められます。

○ 新型コロナウイルス感染症に関連する人権

新型コロナウイルス感染症に関する情報の一部には、心ない言動や、根拠のない情報に基づく差別・偏見などもあります。これらの多くは、「無自覚」になされる言動であることが多かったとしても、常態化させるわけにはいきません。

新型コロナウイルス感染症に感染した方々は、保護される立場にあります。私たちは、感染された方々が安心して治療をして、一日でも早く社会復帰できる世の中を目指しています。もし、差別や偏見、嫌がらせが広がると、罹患者が安心して治療に専念できなくなるだけではありません。場合によっては、新型コロナウイルス感染症になった方が検査を避けたり、感染を隠そうとする人が増えたりすることで、感染拡大を抑えにくくなります。

現在は、感染者だけでなく、その家族、医療従事者等へのインターネット（SNSなど）を利用した誹謗中傷、感染者が確認された学校、職場、施設等に対する批判、医療従事者等の子どもの通園・通学拒否、感染者のプライバシー侵害及びこれらを誘発する言動など、様々な差別や偏見が生じています。これらは個人の尊厳を侵害するものであり、決して許されるものではありません。

また、身体的、宗教的な理由により、ワクチン接種ができない方、ワクチン接種を拒否する方々に対する誹謗中傷などの人権侵害もあります。現在は、ワクチン接種で、「集団免疫」を形成して、新型コロナウイルス感染症を抑え込む動きがありま

すが、それに反する人々への人権侵害、精神的自由の侵害に繋がってはいけません。

続いて、関連する法律について記載します。

現在の感染症法では、ハンセン病患者等に対する差別や偏見を教訓として今後に生かすことが必要であるとし（前文）、感染症の患者等の人権が損なわれないようにすること（第4条）が定められています。かつて、ハンセン病患者の隔離が必要だと決めつけて、ハンセン病患者への恐れから差別や偏見が生まれて、家族も医療従事者も同様の差別をされるに至った経緯がありました。

また、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が、令和3年2月3日に可決成立し、2月13日に施行されました。この法第13条第2項には、新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の防止に係る国及び地方公共団体の責務（相談支援や啓発など）が定められました。

ここでいう新型インフルエンザ等患者等とは、新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同一の集団に属する者であり、また、差別的取扱い等とは、新型インフルエンザ等患者等で「あること又はあったこと」を理由とする不当な差別的取扱い、名誉又は信用を毀損する行為、その他権利利益を侵害する行為をいいます。

私たちは、過去の教訓を踏まえて、非常に多くの人たちが多様な権利の侵害、差別や偏見などがないように、お互いに思いやり、正しい情報に基づいて行動することで、お互いの人権を尊重する必要があります。

【施策の推進】

- ① 人権問題を知識として理解するだけでなく、人権への配慮がその態度や言動に自然と現れるような人権感覚が身に付くように啓発活動の推進に努めます。
- ② 正しい知識の普及、差別や偏見の防止に向けた注意喚起・啓発・教育をすることで、感染症を理由として個人の尊厳が侵され、差別や偏見を受けることがないように、人権教育・啓発活動を推進します。

本ページは余白

参 考 資 料

1	日本国憲法(抄) 1946年(昭和21年)	61
2	世界人権宣言(抄) 1948年(昭和23年)	62
3	あらゆる形態の人種差別の撤廃に 関する国際条約(抄) 1965年(昭和40年)	62
4	「人権教育のための国連10年」に関する 国内行動計画(要旨) 1997年(平成9年)	64
5	人権教育及び人権啓発の推進に 関する法律(抄) 2000年(平成12年)	66
6	人権教育・啓発に関する基本計画(抄) 2002年(平成14年)	66
7	新潟県人権教育・啓発推進基本指針(抄) 2021年(令和3年)	69
8	女子に対するあらゆる形態の差別の 撤廃に関する条約(抄) 1979年(昭和54年)	73
9	男女共同参画社会基本法(抄) 1999年(平成11年)	74
10	配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する法律(抄) 2001年(平成13年)	75
11	児童福祉法(抄) 1947年(昭和22年)	78
12	児童の権利に関する条約(抄) 1989年(平成元年)	79
13	児童虐待の防止等に関する法律(抄) 2000年(平成12年)	81
14	いじめ防止対策推進法(抄) 2013年(平成25年)	83
15	老人福祉法(抄) 1963年(昭和38年)	86
16	高齢社会対策基本法(抄) 1995年(平成7年)	87
17	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に 対する支援等に関する法律(抄) 2005年(平成17年)	88
18	障害者基本法(抄) 1970年(昭和45年)	90

19 障害を理由とする差別の解消の推進に 関する法律(抄) 2013年(平成25年)	92
20 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 に関する法律(抄) 2016年(平成28年)	94
21 部落差別の解消の推進に関する法律 2016年(平成28年)	95
22 同和対策審議会答申(抄) 1965年(昭和40年)	96
23 同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な 在り方について(意見具申)(抄) 1996年(平成8年)	98
24 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の 支給等に関する法律(抄) 2001年(平成13年)	100
25 ハンセン病問題の解決促進に関する法律(抄) 2008年(平成20年)	101
26 新潟水俣病地域福祉推進条例(抄) 2008年(平成20年)	102
27 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の 解決に関する特別措置法(抄) 2009年(平成21年)	103
28 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害 問題への対処に関する法律(抄) 2006年(平成18年)	104
29 感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律(抄) 1998年(平成10年)	105
30 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律 (令和3年法律第5号)(抄) 2021年(令和3年)	106
31 村上市人権教育・啓発推進計画策定 委員会条例(抄) 2013年(平成25年)	107
32 村上市人権教育・啓発推進計画策定 委員会委員名簿 2021年(令和3年)	108

1 日本国憲法（抄）

公布 1946(昭和21)年11月3日
施行 1947(昭和22)年 5月3日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、國民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は國民に由来し、その権力は國民の代表者がこれを行ふし、その福利は國民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸國民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隸從、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他國を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各國の責務であると信ずる。日本国民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(略)

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が國民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の國民に与へられる。

第12条 この憲法が國民に保障する自由及び権利は、國民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、國民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴は

ない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

(略)

第18条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、國から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 檢閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、住居、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて國民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて國民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて國民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(略)

第97条 この憲法が日本國民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の國民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

2 世界人権宣言（抄）

国連総会採択 1948(平成 23)年 12 月 10 日

前文

(略)

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあると問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隸にされ、又は苦役に屈することはない。奴隸制度及び奴隸売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法は法律によつて与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当つて、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

(略)

第30条

この宣言のいかなる規定も、いざれかの国、集団又は個人に対してこの宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

3 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（抄）

国連総会採択 1965(昭和 40)年 12 月 21 日

加入 1995(平成 7)年 12 月 15 日

この条約の締約国は、

国際連合憲章がすべての人間に固有の尊厳及び平等の原則に基づいていること並びにすべての加盟国が、人種、性、言語又は宗教による差別のないすべての者のための人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守を助長し及び奨励するという国際連合の目的の一を達成するために、国際連合と協力して共同及び個別の行動をとることを誓約したことを考慮し、

世界人権宣言が、すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人がいかなる差別をも、特に人種、皮膚の色又は国民的出身による差別を受けることなく同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣言していることを考慮し、

すべての人間が法律の前に平等であり、いかなる差別に対しても、また、いかなる差別の扇動に対しても法律による平等の保護を受ける権利を有することを考慮し、

国際連合が植民地主義並びにこれに伴う隔離及び差別のあらゆる慣行（いかなる形態であるかいかなる場所に存在するかを問わない。）を非難してきたこと並びに 1960 年 12 月 14 日の植民地及びその人民に対する独立の付与に関する宣言（国際連合総会決議第 1514 号（第 15 回会期））

がこれらを速やかにかつ無条件に終了させる必要性を確認し及び厳肅に宣言したことを考慮し、

1963年11月20日のあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合宣言（国際連合総会決議第1904号（第18回会期））が、あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し並びに人間の尊厳に対する理解及び尊重を確保する必要性を厳肅に確認していることを考慮し、

人種的相違に基づく優越性のいかなる理論も科学的に誤りであり、道徳的に非難されるべきであり及び社会的に不正かつ危険であること並びに理論上又は实际上、いかなる場所においても、人種差別を正当化することはできないことを確信し、

人種、皮膚の色又は種族的出身を理由とする人間の差別が諸国間の友好的かつ平和的な関係に対する障害となること並びに諸国民の間の平和及び安全並びに同一の国家内に共存している人々の調和をも害するおそれがあることを再確認し、

人種に基づく障壁の存在がいかなる人間社会の理想にも反することを確信し、

世界のいくつかの地域において人種差別が依然として存在していること及び人種的優越又は憎悪に基づく政府の政策（アパルトヘイト、隔離又は分離の政策等）がとられていることを危険な事態として受けとめ、

あらゆる形態及び表現による人種差別を速やかに撤廃するために必要なすべての措置をとること並びに人種間の理解を促進し、いかなる形態の人種隔離及び人種差別もない国際社会を建設するため、人種主義に基づく理論及び慣行を防止し並びにこれらと戦うことを決意し、

1958年に国際労働機関が採択した雇用及び職業についての差別に関する条約及び1960年に国際連合教育科学文化機関が採択した教育における差別の防止に関する条約に留意し、

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合宣言に具現された原則を実現すること及びこのための実際的な措置を最も早い時期にとることを確保することを希望して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

1 この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる差別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。

2 この条約は、締約国が市民と市民でない者との間に設ける差別、排除、制限又は優先については、適用しない。

3 この条約のいかなる規定も、国籍、市民権又は帰化に

関する締約国の法規に何ら影響を及ぼすものと解してはならない。ただし、これらに関する法規は、いかなる特定の民族に対しても差別を設けていないことを条件とする。

4 人権及び基本的自由の平等な享有又は行使を確保するため、保護を必要としている特定の人種若しくは種族の集団又は個人の適切な進歩を確保することのみを目的として、必要に応じてとられる特別措置は、人種差別とみなさない。ただし、この特別措置は、その結果として、異なる人種の集団に対して別個の権利を維持することとなってはならず、また、その目的が達成された後は継続してはならない。

第2条

1 締約国は、人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適當な方法により遅滞なくとることを約束する。このため、

(a) 各締約国は、個人、集団又は団体に対する人種差別の行為又は慣行に従事しないこと並びに国及び地方のすべての公の当局及び機関がこの義務に従って行動するよう確保することを約束する。

(b) 各締約国は、いかなる個人又は団体による人種差別も後援せず、擁護せず又は支持しないことを約束する。

(c) 各締約国は、政府（国及び地方）の政策を再検討し及び人種差別を生じさせ又は永続化させる効果を有するいかなる法令も改正し、廃止し又は無効にするために効果的な措置をとる。

(d) 各締約国は、すべての適當な方法（状況により必要とされるときは、立法を含む。）により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させる。

(e) 各締約国は、適當なときは、人種間の融和を目的とし、かつ、複数の人種で構成される団体及び運動を支援し並びに人種間の障壁を撤廃する他の方法を奨励すること並びに人種間の分断を強化するようないかなる動きも抑制することを約束する。

2 締約国は、状況により正当とされる場合には、特定の人種の集団又はこれに属する個人に対し人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有を保障するため、社会的、経済的、文化的その他の分野において、当該人種の集団又は個人の適切な発展及び保護を確保するための特別かつ具体的な措置をとる。この措置は、いかなる場合においても、その目的が達成された後、その結果として、異なる人種の集団に対して不平等な又は別個の権利を維持することとなってはならない。

第3条

締約国は、特に、人種隔離及びアパルトヘイトを非難し、また、自国の管轄の下にある領域におけるこの種の

すべての慣行を防止し、禁止し及び根絶することを約束する。

第4条

締約国は、一人の人種の優越性若しくは一の皮膚の色若しくは種族的出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝及び団体又は人種的憎悪及び人種差別（形態のいかんを問わない。）を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝及び団体を非難し、また、このような差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置をとることを約束する。このため、締約国は、世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って、特に次のことを行う。

- (a) 人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動、いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を異にする人の集団に対するものであるかを問わずすべての暴力行為又はその行為の扇動及び人種主義に基づく活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供も、法律で処罰すべき犯罪であること宣言すること。
- (b) 人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めること。
- (c) 国又は地方の公の当局又は機関が人種差別を助長し又は扇動することを認めないこと。

第5条

第2条に定める基本的義務に従い、締約国は、特に次の権利の享有に当たり、あらゆる形態の人種差別を禁止し及び撤廃すること並びに人種、皮膚の色又は民族的若しくは種族的出身による差別なしに、すべての者が法律の前に平等であるという権利を保障することを約束する。

- (a) 裁判所その他のすべての裁判及び審判を行う機関の前の平等な取扱いについての権利
- (b) 暴力又は傷害（公務員によって加えられるものであるかいかなる個人、集団又は団体によって加えられるものであるかを問わない。）に対する身体の安全及び国家による保護についての権利
- (c) 政治的権利、特に普通かつ平等の選挙権に基づく選挙に投票及び立候補によって参加し、国政及びすべての段階における政治に参与し並びに公務に平等に携わる権利
- (d) 他の市民的権利、特に、
 - (i) 国境内における移動及び居住の自由についての権利
 - (ii) いずれの国（自国を含む。）からも離れ及び本国に戻る権利
 - (iii) 国籍についての権利

- (iv) 婚姻及び配偶者の選択についての権利
- (v) 単独で及び他の者と共同して財産を所有する権利
- (vi) 相続する権利
- (vii) 思想、良心及び宗教の自由についての権利
- (viii) 意見及び表現の自由についての権利
- (ix) 平和的な集会及び結社の自由についての権利
- (e) 経済的、社会的及び文化的権利、特に、
 - (i) 労働、職業の自由な選択、公正かつ良好な労働条件、失業に対する保護、同一の労働についての同一報酬及び公正かつ良好な報酬についての権利
 - (ii) 労働組合を結成し及びこれに加入する権利
 - (iii) 住居についての権利
 - (iv) 公衆の健康、医療、社会保障及び社会的サービスについての権利
 - (v) 教育及び訓練についての権利
 - (vi) 文化的な活動への平等な参加についての権利
- (f) 輸送機関、ホテル、飲食店、喫茶店、劇場、公園等一般公衆の使用を目的とするあらゆる場所又はサービスを利用する権利

第6条

締約国は、自国の管轄の下にあるすべての者に対し、権限のある自国の裁判所及び他の国家機関を通じて、この条約に反して人権及び基本的自由を侵害するあらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びにその差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済を当該裁判所に求める権利を確保する。

第7条

締約国は、人種差別につながる偏見と戦い、諸国民の間及び人種又は種族の集団の間の理解、寛容及び友好を促進し並びに国際連合憲章、世界人権宣言、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合宣言及びこの条約の目的及び原則を普及させるため、特に教授、教育、文化及び情報の分野において、迅速かつ効果的な措置をとることを約束する。

以下（略）

4 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（要旨）

（1997年7月4日 人権教育のための国連10年推進本部）

項目	主な内容
1 基本的考え方	<ul style="list-style-type: none">・人権教育の趣旨、背景・我が国における人権教育の意義・人権教育10年に対する基本理念、目標、取組の留意点

<p>2 あらゆる場における人権教育の推進</p> <p>(1) 学校教育における人権教育の推進</p> <p>(2) 社会教育における人権教育の推進</p> <p>(3) 企業その他一般社会における人権教育等の推進</p> <p>(4) 特定の職業に従事する者に対する人権教育等の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児児童生徒の人権尊重の意識を高める教育の推進、人権教育に関する指導内容・方法の充実、教員研修や情報提供による教育の支援、大学等における人権教育・啓発活動についての取組への配慮 ・ 社会教育施設等における人権に関する学習機会の充実、識字教育や障害者等の学習機会の充実、指導者養成、資料の作成、学習情報提供・学習相談体制の整備・充実 ・ 人権侵害の被害者救済に関する施策の調査研究、人材教育の手法の調査研究、プログラムの開発、国連人権関係文書の普及・広報、教材・資料等の作成による啓発活動、指導者育成、人権に関する情報の整備・充実、企業の公正な採用選考システムの確立の指導・啓発 ・ 檢察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者に対する人権教育の推進 	<p>(3) 高齢者</p> <p>(4) 障害者</p> <p>(5) 同和問題</p> <p>(6) アイヌの人々</p> <p>(7) 外国人</p> <p>(8) HIV 感染者等</p> <p>(9) 刑を終えて出所した人</p> <p>(10) その他の人権</p>	<ul style="list-style-type: none"> する条約の趣旨・内容の周知、いじめ問題等について総合的な取組の推進、児童の商業的性的搾取の防止、子どもの人権専門員制度の充実・強化 ・ 高齢者的人権についての教育・研修・啓発活動の推進、相談体制の整備、高齢者の社会参加の促進、雇用・就業機会の確保 ・ 障害者的人権についての啓発・広報活動や教育の推進、障害者の社会参加と職業的自立の促進 ・ 地域改善対策協議会意見具申を尊重するとともに「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（平成8年7月26日閣議決定）」に基づき、人権教育・人権啓発事業を推進 ・ 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統に等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に基づき、施策を推進 ・ アイヌの人々に対する人権侵害の発生を防止するための啓発活動の充実・強化・人権相談体制の充実 ・ 人権相談体制の充実、差別意識解消のための啓発活動の推進 ・ HIV 感染者、ハンセン病への理解を深めるための啓発活動の推進 ・ 偏見・差別を除去し、社会復帰を資するための啓発活動の実施 ・ その他の課題についても、引き続き施策を推進
<p>3 重要課題への対応</p> <p>(1) 女性</p> <p>(2) 子ども</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「男女共同参画2000年プラン」を踏まえた取組の推進・政策・方針決定過程への女性の参画拡大、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革、女性の人権についての教育・研修・啓発活動の推進 ・ 子どもの人権についての教育・研修・啓発活動の推進、児童の権利に関する 	<p>4 国際協力の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国連の取組に貢献 ・ 国連の人権関係基金に協力 ・ 開発途上国に対する人権教育関連の協力 ・ 国際人権シンポジウムの開催

5 計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の推進体制 ・人権擁護推進審議会における検討結果の反映 ・地方公共団体その他の公約機関、民間団体等の取組への期待と配慮 ・計画のフォローアップ・見直し
---------	---

5 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(抄)

公布 2000(平成12)年12月6日

施行 2000(平成12)年12月6日

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならぬ。

ばならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

以下 (略)

6 人権教育・啓発に関する基本計画（抄）

閣議決定（策定）2002(平成14)年3月15日

閣議決定（変更）2002(平成23)年4月1日

第1章 はじめに

人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号、同年12月6日公布・施行。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものである。

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない。政府は、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととする。

1 人権教育・啓発推進法制定までの経緯

人権教育・啓発の推進に関する近時の動きとしては、まず、「人権教育のための国連10年」に関する取組を挙

げることができる。すなわち、平成 6 年（1994 年）12 月の国連総会において、平成 7 年（1995 年）から平成 16 年（2004 年）までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とする決議が採択されたことを受けて、政府は、平成 7 年 12 月 15 日の閣議決定により、内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連 10 年推進本部を設置し、平成 9 年 7 月 4 日、「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画（以下「国連 10 年国内行動計画」という。）を策定・公表した。

また、平成 8 年 12 月には、人権擁護施策推進法が 5 年間の時限立法として制定され（平成 8 年法律第 120 号、平成 9 年 3 月 25 日施行）、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき國の責務が定められるとともに、これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため、法務省に人権擁護推進審議会が設置された。同審議会は、法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及人権教育・啓発に関する基本計画ひ総務庁長官（現総務大臣）の諮問に基づき、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓發に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について、2 年余の調査審議を経た後、平成 11 年 7 月 29 日、上記関係各大臣に対し答申を行った。

政府は、これら国連 10 年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところであるが、そのより一層の推進を図るために、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとして、平成 12 年 11 月、議員立法により法案が提出され、人権教育・啓発推進法として制定される運びとなった。

2 基本計画の策定方針と構成

（1）基本計画の策定方針

人権教育・啓発推進法は、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」（第 3 条）と規定し、基本計画については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」（第 7 条）と規定している。

人権教育・啓発の推進に当たっては、国連 10 年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申などがその拠り所となるが、これまでの

人権教育・啓発に関する様々な検討や提言の趣旨、人権教育・啓発推進法制定に当たっての両議院における審議及び附帯決議、人権分野における国際的潮流などを踏まえて、基本計画は、以下の方針の下に策定することとした。

- ① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。
- ② 国連 10 年国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。
- ③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。
- ④ 基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

（2）基本計画の構成

基本計画は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進に関する施策の大綱として、まず、第 1 章「はじめに」において、人権教育・啓発推進法制定までの経緯と計画の策定方針及びその構成を明らかにするとともに、第 2 章「人権教育・啓発の現状」及び第 3 章「人権教育・啓発の基本的な在り方」において、我が国における人権教育・啓発の現状とその基本的な在り方について言及した後、第 4 章「人権教育・啓発の推進方策」において、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するための方策について提示することとし、その具体的な内容としては、人権一般の普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題について検討を加えるとともに、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための体制等についてその進むべき方向性等を盛り込んでいる。そして、最後に、第 5 章「計画の推進」において、計画の着実かつ効果的な推進を図るための体制やフォローアップ等について記述している。

人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るに当たっては、国の取組にとどまらず、地方公共団体や公益法人・民間団体等の取組も重要である。このため、政府においては、これら団体等との連携をより一層深めつつ、本基本計画に掲げた取組を着実に推進することとする。

第 2 章 人権教育・啓発の現状（略）

第 3 章 人権教育・啓発の基本的な在り方

- 1 人権尊重の理念人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての

人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が国民相互の間において共に尊重されることが必要であるが、そのためには、各人の人権が調和的に行使されること、すなわち、「人権の共存」が達成されることが重要人権教育・啓発に関する基本計画である。そして、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、すべての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められる。

したがって、人権尊重の理念は、人権擁護推進審議会が人権教育・啓発に関する答申において指摘しているように、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」として理解すべきである。

2 人権教育・啓発の基本的な在り方

人権教育・啓発は、人権尊重社会の実現を目指して、日本国憲法や教育基本法などの国内法、人権関係の国際条約などに即して推進していくべきものである。

その基本的な在り方としては、人権教育・啓発推進法が規定する基本理念（第3条）を踏まえると、次のような点を挙げることができる。

(1) 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供人権教育・啓発にかかる活動は、様々な実施主体によって行われているが、今日、人権問題がますます複雑・多様化する傾向にある中で、これをより一層効果的かつ総合的に推進し、多様な学習機会を提供していくためには、これら人権教育・啓発の各実施主体がその担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携協力関係を強化することが重要である。

また、国民に対する人権教育・啓発は、国民の一人一人の生涯の中で、家庭、学校、地域社会、職域などあらゆる場と機会を通して実施されることにより効果を上げるものと考えられ、その観点からも、人権教育・啓発の各実施主体は相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが望まれる。

(2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであり、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、ねばり強くこれを実施する必要がある。

特に、人権の意義や重要性が知識として確実に身に

付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身に付くようしていくことが極めて重要である。そのためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要がある。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるように配慮すべきである。

また、子どもを対象とする人権教育・啓発活動の実施に当たっては、子どもが発達途上であることに十分留意することが望まれる。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下の平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。すなわち、法の下の平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を国民に訴えかけることも重要であるが、真に国民の理解や共感を得るために、これと併せて、具体的な人権課題に即し、国民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど、様々な創意工夫が求められる。他方、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けるよう働きかける必要がある。その際、様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある。

なお、人権教育・啓発の推進に当たって、外来語を安易に使用することは、正しい理解の普及を妨げる場合もあるので、官公庁はこの点に留意して適切に対応することが望ましい。

(3) 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保人権教育・啓発は、国民の一人一人の心の在り方に密接にかかる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要がある。そもそも、人権は、基本的に人間は自由であるということから出発するものであって、人権教育・啓発にかかる活動を行う場合にも、それが国民に対する強制となっては本末転倒であり、真の意味における国民の理解を得ることはできない。国民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められる。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に發揮する

ためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、国民から、幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする「人権万能主義」とでも言うべき一部の風潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為などは、いずれも好ましいものとは言えない。

このような点を踏まえると、人権教育・啓発を担当する行政は、特定の団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。

人権教育・啓発にかかわる活動の実施に当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育・啓発であるということがないよう、十分に留意しなければならない。

第4章 人権教育・啓発の推進方策（略）

第5章 計画の推進（略）

7 新潟県人権教育・啓発推進基本指針（抄）

2021(令和3)年6月2日

第1章 基本的な考え方

1 基本指針策定の趣旨

(1) 策定の経緯

国際連合において、1948（昭和23）年、基本的人権を確保するために、すべての人々や国が達成すべき共通の基準としての「世界人権宣言」が採択されて以来、多数の人権関連条約の採択や国際年の設定など人権が尊重される国際社会の実現に向けて、様々な取組がなされてきた。

わが国においても、1946（昭和21）年11月3日、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法を公布し、この憲法のもとで、国政の全般にわたり人権に関する諸施策や諸制度の整備に努めてきた。

本県では、2000（平成12）年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」という。）に基づき、2004（平成16）年に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、あらゆる行政分野で人権施策を推進してきた。

(2) 本指針を改定する際の考え方

本県では、最上位の行政計画である「新潟県総合計画」において、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を基本理念とし、「安全に安心して暮らせる、暮らしやすい新潟」「地域経済が元気で活力のある新潟」「県民一人一人が学び、成長し、活躍できる新潟」を将来

像と位置付けている。この総合計画を真に豊かな実現し、人がその生を受けたときから、生涯にわたり、「誰もが個人として尊重され、共に暮らせる社会」（新潟県総合計画）となるには、あらゆる施策の根本において、人としての尊厳が保障され、個人として尊重されることが、何にも増して前提とされなければならない。

人権教育及び人権啓発は、人権教育・啓発推進法が定めるように、「人権尊重の精神の涵養」と「普及」を目的とし、国、地方公共団体、更には国民に対して、「人権尊重の精神の涵養」に努め、「人権が尊重される社会の実現」へ寄与することを期待している。すべての県民の人権が尊重される豊かな県政を実現するためには、県の施策の推進とともに、県民一人一人の、人権にかかわる深い理解と認識、積極的な協力が不可欠である。

また、本基本指針に記載した個々の内容は、今後、急激な時代の進化や変化により、人権教育及び人権啓発に関わる新たな内容や視点が求められることも推察されるが、そのような際にも、人権教育及び人権啓発が本県の施策を根本で支えるものとする本基本指針の趣旨を常に認識し、新たな課題に対しても適切に対応を検討していく。

ア 第1次改定（2020（令和2）年3月）

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、新潟水俣病被害者、性的指向・性自認等、様々な分野において、依然として人権侵害が問題となっている状況を踏まえるとともに、深刻化する子どもや高齢者への虐待、いじめの問題、インターネットによる人権侵害への対応のほか、指針策定後の社会情勢の変化や、障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別の解消など人権に関する法整備を踏まえ、全面的に改定を行った。

イ 第2次改定（2021（令和3）年6月）

新たな感染症が繰り返し出現する中で、新型コロナウイルス感染症が発生し感染が拡大した状況を踏まえ、感染症の感染者等への差別、偏見、誹謗中傷、デマの拡散等を防止する取組をより一層推進するための改定を行った。

2 基本指針の目標と基本理念

「人権」は人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない普遍的な権利であることから、日本国憲法においても「基本的人権は侵すことのできない永久の権利」として保障されている。

この指針では、基本理念としてすべての人の人権が尊重される社会づくりを目指し、「県民一人一人がすべての人々に対して開かれた心で互いの人権を認め、尊重しあう」

社会の実現を引き続き目標とする。

そして、この実現に向けて、個人の価値観や文化の違いに偏見を持つことなく、一人一人の個性や多様性を認め合い、人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根付くよう教育・啓発を進める。

3 基本指針の性格

この基本指針は、国際連合の決議を受けて国において策定された「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」（以下「国連10年国内行動計画」という。）の趣旨を踏まえ、また、人権教育・啓発推進法に則り、本県が取り組むべき人権教育・啓発の基本的な方向を示すものであり、同時に、本県が実施する人権施策に係る基本指針となるものである。

また、市町村においても人権教育・啓発推進法に則り、人権教育・啓発に積極的に取り組む責務があるとともに、企業、団体等をはじめ県民一人一人が人権意識の高揚に寄与するよう努めることが求められている。

4 基本指針策定の背景

(1) 国際的動向 (略)

(2) 国の動向 (略)

(3) 本県の動向

本県では、これまで府内関係課で構成する「新潟県同和対策連絡会議」を設置するとともに、「同和対策総合計画」を策定して同和問題の解決のため各種施策を行ってきた。

また、個別の人権課題ごとに独自の計画や方針を持ち、それぞれ人権に配慮した施策を実施してきた。2004（平成16）年には、人権教育・啓発推進法に基づき、新潟県人権教育・啓発推進基本指針を策定し、「県民一人ひとりがすべての人々に対して開かれた心で互いの人権を認め、尊重しあう」社会の実現を目指し、各種の人権施策に取り組んできた。

これらの施策の推進に当たっては、国や市町村、関係団体等と連携しながら、課題の解決に取り組んできたところであるが、各分野とも依然として多くの課題が残されている。2018（平成30）年に実施した人権に関する県民アンケート調査では、基本的人権が「よく守られている」「だいたい守られている」の回答の合計が68.1%で、2013（平成25）年に実施した前回の人権に関する県民アンケート調査より6.8ポイント減少している。

本県のこのような状況を踏まえると、この基本指針の重要性は今後一層増していくと考えられ、国際連合や国の動向、人権教育・啓発推進法の趣旨やこれまで実施してきた施策の成果や課題などを踏まえ、県民の人権に対する意識の高揚と心の豊かさの実現に向けて、県として取り組むべき人権行政の全般にわたり基本指針に則し諸施策をより積極的に実施していく必要があ

る。

第2章 様々な場を通じた人権教育・人権啓発の推進

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、県民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが大切であり、教育の果たす役割は重要である。

このため、幼児期からの発達の段階や地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、個人の権利が尊重され、個性、能力、適性等が十分に發揮できるよう人権教育の推進に努める。

また、企業・団体等にあっても豊かな社会づくりに貢献する責任を担っており、職場における人権教育・啓発の推進に取り組むよう努めていることが求められている。

さらに、県民一人一人が生涯を通じて人権について自分のこととして考えていくことが大切であることから、県民の人権意識の高揚を図るために、新聞やテレビなどマスメディアのほか、多様な媒体を効果的に活用して人権啓発活動を進めが必要がある。

1 学校教育における人権教育の推進

(1) 現状と課題

学校教育においては、それぞれの学校種の教育目標の実現を目指した教育活動全体を通じて、人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にした教育の充実を図っている。

しかし、学校現場では、いじめ問題が依然として深刻な状況にあり、児童生徒に、いじめは命をも奪いかねない差別行為・人権侵害行為との認識や人権感覚が十分に浸透していないといった問題も指摘されている。また、情報化の進展によって、児童生徒がインターネットによる人権侵害などのトラブルに巻き込まれる可能性が高まっている。

そのため、各学校が全ての児童生徒、教職員、保護者等の関係を尊重しあえる教育活動や学校運営を進めるとともに、教職員の指導力を高める研修を一層充実させ、様々な人権課題の解決に向けた取組の充実を図ることが大切である。

(2) 基本方針

学校教育においては、人権が尊重される学級づくり、学校づくりをとおして、子ども一人一人を大切にしながら、発達の段階に応じた計画的・組織的な人権教育、同和教育を行い、人権に関する理解を深め、豊かな人権感覚を養い、互いに自他の大切さを認め合う態度や行動力を身に付けさせる。

そのため、「新潟県人権教育基本方針」に基づき、教育活動全体を通じて様々な人権課題の解決に向けた取組を図るとともに、課題を抱える子どもたちに寄り添いかかわる同和教育を中心とした人権教育を着実に実践する。

また、同和問題をはじめとする研修の充実を図り、教職員一人一人の指導力の向上を目指す。

ア 授業等の改善

子どもや地域の実態を踏まえた全体計画や年間指導計画を全教職員が参画して作成し、工夫改善を図る。その際、情報モラルやインターネットリテラシーについても確実に指導するよう留意する。

各教科等においては、副読本を有効活用するとともに体験的な活動を取り入れるなどして、人権に関する知的理義と人権感覚を高め、自他の人権を守る実践行動に結びつくような授業を工夫する。

イ 研修の充実

正しい認識を身に付け、人権感覚を磨くために学び直す校内研修や差別の現実に学ぶ現地研修を計画的に実施する。

ウ 環境づくり

互いを認め合い、支え合う人間関係を基本とした学級・学校づくり、家庭や地域と連携した取組を推進する。

2 社会教育における人権教育の推進

(1) 現状と課題

社会教育においては、女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・外国人等をめぐる様々な人権課題について公民館等の社会教育施設で各種の学級・講座を開設してきた。

しかし、各種学級・講座の開設数は依然として少ない状況にあり、人権教育・啓発の一層の推進が求められている。

このため、生涯の各時期に応じ、人権に関する学習ができるよう講演会やワークショップ等の学習機会の一層の拡充、学習意欲を喚起する学習プログラムの開発・提供や指導者の育成を図り、家庭や地域において更に人権意識を高める取組を推進することが大切である。

(2) 基本方針

すべての人々の人権が尊重される地域社会づくりを目指して、公民館等の社会教育施設を活用し、地域の実情や学習者のニーズに応じ、多様な学習情報や学習プログラムを提供するなどして、人権に関する学習の充実に努める。また、様々な人権問題に関して深い見識を持つ人材を活用し、地域における人権教育、同和教育の指導者を養成する。

ア 子どもたちが豊かな心や自他の人権を尊重し合う態度を身に付けるようになるためには家庭や地域の大人たちが日常生活を通じ、差別をしない姿勢をしていくことが重要である。

このために家庭や地域の大人たちが人権感覚を十分身に付けるよう公民館等の社会教育施設を中心と

して、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図る。

また、すべての教育の出発点である家庭教育では、日常生活を通じて、家族全体が自他の人権を尊重し合えるよう、人権に関する学習機会の提供や情報発信等を行うとともに、家庭の教育力の向上を支援し、家族全体で人権意識が高まるよう促す。

イ 地域社会における指導者の養成と資質の向上を目指して、フィールドワークなど参加体験型アプローチを採用するなど、より実効的な手法を取り入れる創意工夫を図るとともに、地域全体が自他の人権を尊重し合えるよう、実践に結びつく指導者研修会の内容の充実を図る。

ウ 様々な人権問題を正しく理解するために、参加者の学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの開発・提供を行い、公民館等の社会教育施設での学級・講座が充実するよう市町村教育委員会との連携を図る。

また、学習が実践活動に結びつくような手法を用いた学習資料の開発・提供を行うとともに、生涯学習情報提供システム（ラ・ラ・ネット）を活用してその周知に努める。

3 企業・団体等に対する人権啓発の推進

(1) 現状と課題

企業・団体等においては、社会を構成する一員として、人権を尊重する社会的責任（CSR）を果たすことが求められており、性別、国籍、年齢、障害などに関わりなく、多様な個性が力を發揮し、共存を目指すダイバーシティ（多様性）の考え方を取り入れた経営にも関心が高まっている。

しかし、採用選考では、身元調査の実施、採用試験における不適切な質問や個人情報に関する不要な書類の提出要請など人権への配慮が不十分な事例が依然として見受けられる。その他、男女差別、セクシュアル・ハラスメント、高齢者・障害者・外国人の雇用差別等の人権侵害が問題となっている。

このため、誰もが差別なく働くことのできる場の確保を目指し、企業・団体等における人権尊重の意識の高い職場づくりを促進する必要がある。

(2) 基本方針

企業・団体等に対しては、その社会的責任を自覚するよう促し、男女共同参画社会の実現をはじめ、統一応募用紙の使用等公正な採用選考や配置・昇進などについて、人権に配慮した適切な対応を行うよう、企業等の経営者や管理者を中心に啓発に努める。

ア 企業・団体等の人権教育・啓発の取組を促進するため、資料・情報の提供、企業等の管理者を対象とした講演会の開催等啓発を行う。

イ マスメディア等多様な広報媒体を活用した広報・啓発活動や啓発用パンフレットの配布、啓発ビデオの貸出等の取組により啓発を行う。

4 県民に対する人権啓発の推進

(1) 現状と課題

依然として日常生活の中で様々な人権侵害があることから、県民一人一人の人権意識を高める必要がある。

(2) 基本方針

広く県民に対しては、人権についての正しい理解と認識が深まり、日常生活における人権感覚が身に付くよう、様々な手法を活用して広報・啓発を推進する。

ア マスメディア等多様な広報媒体を活用した広報・啓発活動や県民を対象とした人権講演会等の各種イベントの実施、啓発用パンフレットの配布、啓発ビデオの貸出等の取組により啓発を行う。

イ 県民一人一人の人権問題への関心と理解が深まるよう、広報・啓発の活動内容の一層の充実を図るとともに、法務局、市町村等で構成する「人権啓発活動ネットワーク協議会」などを活用し、国・市町村・民間団体と連携を図りながら啓発活動を進める。

5 インターネットによる人権侵害を防ぐための啓発の推進

(1) 現状と課題

高度情報化社会の進展に伴い、パソコンやスマートフォン等によるインターネットの利用は広く普及している。しかし、匿名性を悪用して、ネットいじめ、ヘイトスピーチ、障害者や同和問題等に関する差別的な書き込み等、他人を誹謗中傷する表現や不当な差別的取扱いを助長・誘発する表現、また様々な有害情報等のブログやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）への掲示など、人権にかかわる深刻な問題が発生している。とりわけ、インターネット、SNS等の普及と拡大は、あらゆる人権課題において、人としての尊厳や社会生活を暴力的に侵害する状況を作り出してきており、人権をめぐる新たな危機への対応が必要となっている。

また、2018(平成30)年に実施した人権に関する県民アンケート調査でも、関心のある人権問題として、インターネットによる人権侵害が46.1%と、高い結果となっており、県民の関心の高さを示している。

(2) 基本方針

インターネットによる人権侵害を防ぐために、児童生徒を含め県民一人一人が、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深め、インターネットによる人権侵害となる行為を防止するための教育・啓発を行うとともに、トラブルへの対処のため相談窓口の活用を啓発する。

ア 有害広告物などの既存の媒体やインターネット上

の有害情報から子どもを守るために、これらの有害情報を見分けるフィルタリングシステムを各家庭において導入するなどの対策とともに、インターネット事業者において有害情報の送信を防止する措置などを講じるよう広報啓発に努める。

イ インターネット上における差別表現など人権を侵害する情報については、削除要請を行うなど関係機関との連携により適切に対応していく。

第3章 分野別人権施策の推進 (略)

第4章 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育の推進 (略)

第5章 人権施策推進に向けて

1 県の基本姿勢

県は、この基本指針に基づき、人権に配慮した行政の推進や人権意識向上のための教育・啓発などに総合的に取り組む。

(1) 庁内推進体制の整備

この基本指針に基づく施策の推進に当たっては、府内体制として「新潟県人権施策推進会議」を設置し、府内の密接な連携のもとに諸施策を推進する。

(2) 人権尊重の視点に立った職務遂行

県職員一人一人が人権尊重の視点に立って職務を行うよう取り組む。

(3) 人権課題への適切な対応

人権課題について、国、市町村、民間団体等と連携を図り、その状況を的確に把握し、適切な対応を図る。

(4) 職員に対する研修等の実施

県職員一人一人の人権意識の高揚を図るため、職員に対する各種講演会や研修会を積極的に実施する。

2 関係機関等との連携

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、社会全体の取組が必要であり、国、市町村、民間団体等がそれぞれの役割に応じて協力し、連携し、全県的に取り組むことが重要である。

(1) 国との連携

国が実施する人権関係施策に協力するとともに、法務局、人権擁護委員連合会、人権啓発活動ネットワーク協議会等と連携しながら人権教育・啓発活動に取り組む。

(2) 市町村との連携

第1章で述べたとおり、市町村は、人権教育・啓発に努める責務がある。

このため、市町村に対し、人権教育・啓発への積極的な取組を促すとともに、情報提供や助言等の支援を行うなど、市町村と連携を図りながら人権教育・啓発を推進する。

(3) 民間団体等との連携

人権問題の解決を目指す多くの企業やNPOなどの民

間団体に対しての情報の提供、助言を行うなど、その活動を支援し連携を図るとともに、先進的な意見・情報等の聴取に努め、人権啓発の効果的な推進に努める。

3 基本指針の見直し等

この基本指針は、国際連合や国の動向、社会情勢の変化、人権に関する県民の意識を踏まえ、各人権分野の有識者等で構成する懇談会に提言を求め、見直しを行い、内容の充実を図る。

また、この基本指針に基づく施策の実施状況等については、各人権分野の有識者で構成する懇談会に報告して意見を求め、その結果を公表するとともに施策の更なる推進に反映するよう努める。

8 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）

採択 1979(昭和 54)年 12 月 18 日

日本批准 1985(昭和 60)年 6 月 25 日

(略)

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものである（略）

国が完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、

享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部（略）

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 繙続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差ができる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

以下（略）

9 男女共同参画社会基本法（抄）

公 布 1999(平成11)年6月23日

改正法施行 2001(平成13)年1月6日

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいづれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して

参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(略)

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

(略)

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、

当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

以下(略)

10 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抄）

公布 2001(平成13)年4月13日

改正法施行 2014(平成26)年1月3日

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力

を受けた者をいう。

- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(基本方針)

- 第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた

めの施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族、次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

- 第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導

を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委

員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時にお

いて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

め、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

以下（略）

11 児童福祉法（抄）

公布 1947(昭和22)年12月12日
改正法施行 2013(平成25)年6月14日

総則

第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、

且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、
児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条 前2条の規定するところは、児童の福祉を保障す

るための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたつて、常に尊重されなければならない。

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満1歳に満たない者
- 二 幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

第5条 この法律で、妊産婦とは、妊娠中又は出産後1年以内の女子をいう。

第6条 この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

(略)

第10条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

(略)

第16条 市町村の区域内に児童委員を置く。

2 民生委員法(昭和23年法律第198号)による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

4 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第5条の規定による推薦によつて行う。

第17条 児童委員は次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
- 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行なう者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
- 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るために活動を行なうこと。

2 主任児童委員は、前各号に掲げる児童委員の職務につ

いて、児童の福祉に関する機関と児童委員(主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。)との連携調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力をを行う。

(略)

第21条の8 市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これら者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図ることその他の地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

第21条の9 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業及び子育て短期支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの(以下「子育て支援事業」という。)が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

- 一 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業
- 二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
- 三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

(略)

第25条の2 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。

2 協議会は、要保護児童及びその保護者(以下「要保護児童等」という。)に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

以下(略)

12 児童の権利に関する条約(抄)

国連総会採択 1989(平成元)年11月20日

日本批准 1994(平成6)年4月22日

前文

この条約の締約国は、… (略)

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族すべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受け得ることができるよう必要な保護及び援助を与えられべきであることを確信し、児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣言された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであること、… (略)

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適切な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」… (略)

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するためには国際協力が重要であることを認めて、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条

1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適切な措置をとる。

第3条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適切な立法上及び行政上の措置をとる。

3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適切な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関する場合は、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

第5条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適切な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。
(略)

第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適切な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第13条

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課すことができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
 - (a) 他の者の権利又は信用の尊重
 - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第14条

- 1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。
- 2 締約国は、児童が1の権利行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。
- 3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課すことができる。

以下(略)

の他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童に対する虐待の禁止)

- 第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。
(国及び地方公共団体の責務等)

第4条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援(児童虐待を受けた後18歳となった者に対する自立の支援を含む。第3項及び次条第2項に同じ。)並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るために、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 6 何人も、児童の健全な成長のために、良好な家庭的環境及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

(児童虐待の早期発見)

- 第5条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係ある者は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐

待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 25 条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

- 3 刑法（明治 40 年法律第 45 号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第7条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第 1 項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第8条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第 6 条第 1 項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の手段により当該児童の安全の確認を行いうよう努めるとともに、必要に応じ児童福祉法第 25 条の 7 第 1 項第 1 号若しくは第 2 項第 1 号又は第 25 条の 8 第 1 号の規定による児童相談所への送致を行うものとする。

- 2 児童相談所が第 6 条第 1 項の規定による通告又は児童福祉法第 25 条の 7 第 1 項第 1 号若しくは第 2 項第 1 号又は第 25 の 8 第 1 号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面接その他の手段により当該児童の安全の確認を行いうよう努めるとともに、必要に応じ同法第 33 条第 1 項の規定による一時保護を行うものとする。

- 3 前 2 項の児童の安全の確認、児童相談所への送致又是一時保護を行う者は、速やかにこれを行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれのあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

- 2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第 29 条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する吏員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第 62 条第 5 号の規定を適用する。

(略)

(児童虐待を行った保護者に対する指導)

第 11 条 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第 27 条第 1 項第 2 号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。

- 2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第 27 条第 1 項第 2 号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

- 3 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないとときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

(面会又は通信の制限等)

第 12 条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）（同法第 28 の規定によるものに限る。）が採られた場合においては、児童相談所長又は同号に規定する施設の長は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点から、当該児童虐待を行った保護者について当該児童との面会又は通信を制限することができる。

(児童福祉司等の意見の聴取)

第 13 条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第 27 条第 1 項第 2 号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聽かなければならない。

(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

第 13 条の 2 市町村は、児童福祉法第 24 条第 3 項の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ充分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要

な施策を講じなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

(親権の行使に関する配慮等)

第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。

- 2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

以下 (略)

14 いじめ防止対策推進法（抄）

公布 2013(平成25)年6月28日

施行 2013(平成25)年9月28日

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に關係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第5条 国は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協

力するよう努めるものとする。

- 4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(略)

第2章 いじめ防止基本方針等

(略)

(地方いじめ防止基本方針)

- 第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

- 第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

- 第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

- 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

- 3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第3章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

- 第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等

の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

- 第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(略)

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

- 第19条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に對処する体制の整備に努めるものとする。

- 3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条第1項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

- 第20条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護

者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他啓発活動を行うものとする。

第4章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあつたことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きたことのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の

必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第24条 学校の設置者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(略)

(出席停止制度の適切な運用等)

第26条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第27条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようになるため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第5章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に對処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するも

のとする。

- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(略)

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

- 4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(私立の学校に係る対処)

第31条 学校法人(私立学校法(昭和24年法律第270号)

第3条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事(以下この条において単に「都道府県知事」という。)に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

- 3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第6条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 4 前2項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設

置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

以下(略)

15 老人福祉法(抄)

公布 布 1963(昭和38)年7月11日
改正法施行 2005(平成17)年11月7日

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ることを目的とする。

(基本的理念)

第2条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

第3条 老人は、老齢に伴つて生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。

2 老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。

(老人福祉増進の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、老人の福祉に関する施策を講ずるに当たつては、その施策を通じて、前2条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

3 老人の生活に直接影響を及ぼす事業を営む者は、その事業の運営に当たつては、老人の福祉が増進されるよう努めなければならない。

(老人の日及び老人週間)

第5条 国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日及び老人週間を設ける。

2 老人の日は9月15日とし、老人週間は同日から同月21日までとする。

3 国は、老人の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は、老人週間において老人の団体その他の者によつてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。

以下（略）

16 高齢社会対策基本法（抄）

公布 1995(平成7)年11月15日
施行 1995(平成7)年12月16日

前文

我が国は、国民のたゆまぬ努力により、かつてない経済的繁栄を築き上げるとともに、人類の願望である長寿を享受できる社会を実現しつつある。今後、長寿をすべての国民が喜びの中で迎え、高齢者が安心して暮らすことのできる社会の形成が望まれる。そのような社会は、すべての国民が安心して暮らすことができる社会でもある。

しかしながら、我が国の人団構造の高齢化は極めて急速に進んでおり、遠からず世界に例を見ない水準の高齢社会が到来するものと見込まれているが、高齢化の進展の速度に比べて国民の意識や社会のシステムの対応は遅れている。早急に対応すべき課題は多岐にわたるが、残されている時間は極めて少ない。

このような事態に対処して、国民一人一人が生涯にわたって真に幸福を享受できる高齢社会を築き上げていくためには、雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境等に係る社会のシステムが高齢社会にふさわしいものとなるよう、不斷に見直し、適切なものとしていく必要があり、そのためには、国及び地方公共団体はもとより、企業、地域社会、家庭及び個人が相互に協力しながらそれぞれの役割を積極的に果たしていくことが必要である。

ここに、高齢社会対策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国を始め社会全体として高齢社会対策を総合的に推進していくため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齢化の進展に適切に対処するための施策（以下「高齢社会対策」という。）に關し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本となる事項を定めること等により、高齢社会対策を総合的に推進し、もって経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 高齢社会対策は、次の各号に掲げる社会が構築されることを基本理念として、行われなければならない。

- 一 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会

二 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帶の精神に立脚して形成される社会

三 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会
(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、高齢社会対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、高齢社会対策に關し、国と協力しつつ、当該地域の社会的、経済的状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の努力)

第5条 国民は、高齢化の進展に伴う経済社会の変化についての理解を深め、及び相互の連帶を一層強めるとともに、自らの高齢期において健やかで充実した生活を営むことができることとなるよう努めるものとする。

(施策の大綱)

第6条 政府は、政府が推進すべき高齢社会対策の指針として、基本的かつ総合的な高齢社会対策の大綱を定めなければならない。

(法制上の措置等)

第7条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、高齢化の状況及び政府が講じた高齢社会対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る高齢化の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 基本的施策

（就業及び所得）

第9条 国は、活力ある社会の構築に資するため、高齢者がその意欲と能力に応じて就業することができる多様な機会を確保し、及び勤労者が長期にわたる職業生活を通じて職業能力を開発し、高齢期までその能力を発揮することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、高齢期の生活の安定に資するため、公的年金制度について雇用との連携を図りつつ適正な給付水準を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、高齢期のより豊かな生活の実現に資するため、国民の自主的な努力による資産の形成等を支援するよう必要な施策を講ずるものとする。

(健康及び福祉)

第10条 国は、高齢期の健全で安らかな生活を確保するため、国民が生涯にわたって自らの健康の保持増進に努めることができるよう総合的な施策を講ずるものとする。

2 国は、高齢者の保健及び医療並びに福祉に関する多様な需要に的確に対応するため、地域における保健及び医療並びに福祉の相互の有機的な連携を図りつつ適正な保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に提供する体制の整備を図るとともに、民間事業者が提供する保健医療サービス及び福祉サービスについて健全な育成及び活用を図るよう必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、介護を必要とする高齢者が自立した日常生活を営むことができるようするため、適切な介護のサービスを受けることができる基盤の整備を推進するよう必要な施策を講ずるものとする。

(学習及び社会参加)

第11条 国は、国民が生きがいを持って豊かな生活を営むことができるようするため、生涯学習の機会を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、活力ある地域社会の形成を図るため、高齢者の社会的活動への参加を促進し、及びボランティア活動の基盤を整備するよう必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境)

第12条 国は、高齢者が自立した日常生活を営むができるようするため、高齢者に適した住宅等の整備を促進し、及び高齢者のための住宅を確保し、並びに高齢者の円滑な利用に配慮された公共的施設の整備を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、高齢者が不安のない生活を営むができるようするため、高齢者の交通の安全を確保するとともに、高齢者を犯罪の被害、災害等から保護する体制を整備するよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等の推進)

第13条 国は、高齢者の健康の確保、自立した日常生活への支援等を図るため、高齢者に特有の疾病の予防及び治療についての調査研究、福祉用具についての研究開発等を推進するよう努めるものとする。

(国民の意見の反映)

第14条 国は、高齢社会対策の適正な策定及び実施に資するため、国民の意見を国の施策に反映させるための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

以下（略）

改正法施行 2012(平成24)年10月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第5項第1号の施設の業務に従事する者及び同項第2号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

二 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

三 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設若しくは同法第29条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第20項に規定する地域密着型

17 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（抄）

公布 布 2005(平成17)年11月9日

介護老人福祉施設、同条第 24 項に規定する介護老人福祉施設、同条第 25 項に規定する介護老人保健施設、同条第 26 項に規定する介護療養型医療施設若しくは同法第 115 条の 39 第 1 項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第 5 条の 2 第 1 項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス事業、同条第 14 項に規定する地域密着型サービス事業、同条第 21 項に規定する居宅介護支援事業、同法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービス事業、同条第 14 十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第 18 項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

（国及び地方公共団体の責務等）

第3条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第4条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援

等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第5条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

（相談、指導及び助言）

第6条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

第7条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治 40 年法律第 45 号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前 2 項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第8条 市町村が前条第 1 項若しくは第 2 項の規定による通報又は次条第 1 項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通報等を受けた場合の措置）

第9条 市町村は、第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第 16 条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者に

による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第10条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第1号若しくは第2号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第11条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第115条の39第2項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

以下(略)

(面会の制限)

第13条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第14条 市町村は、第6条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第15条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護

者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第16条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第115条の39第3項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待についても迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

以下(略)

18 障害者基本法(抄)

公布 1970(昭和45)年5月21日

最終改正 2013(平成25)年6月26日

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、障害者の自立及び社会参加の支援のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて障害者の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害(以下「障害」と総称する。)があるため、継続的な日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

(基本的理念)

第3条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。

2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる。

3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進

する責務を有する。

(国民の理解)

第5条 国及び地方公共団体は、国民が障害者について正しい理解を深めるよう必要な施策を講じなければならぬ。

(国民の責務)

第6条 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。

2 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者的人権が尊重され、障害者が差別されることなく、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(障害者週間)

第7条 国民の間に広く障害者の福祉についての关心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、障害者週間を設ける。

2 障害者週間は、12月3日から12月9日までの一週間とする。

3 国及び地方公共団体は、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第8条 障害者の福祉に関する施策は、障害者の年齢及び障害の状態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

2 障害者の福祉に関する施策を講ずるに当たっては、障害者の自主性が十分に尊重され、かつ、障害者が、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。

(障害者基本計画等)

第9条 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、中央障害者施策推進協議会の意見を聴いて、障害者

基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

(略)

(医療、介護等)

第12条 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項に規定する医療及びリハビリテーションの研究、開発及び普及を促進しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者がその年齢及び障害の状態に応じ、医療、介護、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

4 国及び地方公共団体は、第一項及び前項に規定する施策を講ずるために必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう努めなければならない。

5 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活を営むのに必要な施策を講じなければならない。

6 国及び地方公共団体は、前項に規定する施策を講ずるために必要な福祉用具の研究及び開発、身体障害者補助犬の育成等を促進しなければならない。

(略)

(教育)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようするために、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

(職業相談等)

第15条 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようするため、その障害の状態

に配慮した職業相談、障害指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害者に適した職種及び職域に関する調査及び研究を促進しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者の地域における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るために、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(雇用の促進等)

第16条 国及び地方公共団体は、障害者の雇用を促進するため、障害者に適した職種又は職域について障害者の優先雇用の施策を講じなければならない。

- 2 雇用主は、社会連帯の理念に基づき、障害者の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の場を与えるとともに適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もってその雇用の促進及び継続を図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

以下 (略)

19 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄）

公布 2013(平成25)年6月26日

施行 2016(平成28)年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害

を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
 - 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3章の規定の適用を受ける地方公共団体の經營する企業を除く。第7号、第10条及び附則第4条第1項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
 - 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
 - 二 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に際し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人（同法第21条第3号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第4条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
 - 二 行政機関等が講すべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
 - 三 事業者が講すべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
 - 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別の解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

ない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(略)

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

(略)

(事業主による措置に関する特例)

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で

労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の关心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（障害者差別解消支援地域協議会）

第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第2項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解

消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第20条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雜則（略）

第6章 罰則（略）

附 則（抄）

（施行期日）

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第6条までの規定は、公布の日から施行する。

（基本方針に関する経過措置）

第2条 政府は、この法律の施行前においても、第6条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

以下（略）

20 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（抄）

公布 2016(平成28)年6月3日

施行 2016(平成28)年6月3日

第一章 総則（第一条～第四条）

第二章 基本的施策（第五条～第七条）

附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽へん動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

21 部落差別の解消の推進に関する法律

公布 2016(平成 28)年 12 月 16 日

施行 2016(平成 28)年 12 月 16 日

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享

有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

前 文

昭和36年12月7日内閣総理大臣は本審議会に対して「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本の方策」について諮問された。いうまでもなく同和地区は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探究に努力した。その間、審議会は問題の重要性にかんがみ存置期限を二度にわたって延長し、同和地区の実情把握のために全国及び特定の地区の実態の調査も行った。その結果は附属報告書のとおりきわめて憂慮すべき状態にあり、関係地区住民の経済状態、生活環境等がすみやかに改善され平等なる日本国民としての生活が確保されることの重要性を改めて認識したのである。

したがって、審議もきわめて慎重であり、総会を開くこと42回、部会121回、小委員会21回におよんだ。

しかしながら、現在の段階で対策のすべてにわたって具体的に答申することは困難である。しかし、問題の解決は焦眉の急を要するものあり、いたずらに日を重ねることは許されない状態にあるので、以下の結論をもってその諮問に答えることにした。

時あたかも政府は社会開発の基本方針をうち出し、高度経済成長に伴う社会経済の大きな変動がみられようとしている。これと同時に人権尊重の精神が強調されて、政治、行政の面で新しく施策が推進されようとする状態にある。まさに同和地区を解決すべき絶好の機会というべきである。

政府においては、本答申の報告を尊重し、有効適切な施策を実施して、問題を抜本的に解決し、恥すべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである。

第1部 同和地区問題の認識

1 同和地区問題の本質

いわゆる同和地区問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることにある。最近この集団的居住地域から離脱して一般地区に混在するものが多くなってきているが、それらの人々もまたその伝統的集落の出身なるがゆえに陰に陽に身分的差別のあつかいをうけている。集落をつくっている住民は、かつて

22 同和地区問題審議会答申（抄）

1965(昭和40)年8月11日

内閣総理大臣あて

同和地区問題審議会会長

「特殊部落」「後進部落」「細民部落」など蔑称でよばれ、現在でも「未開放部落」または「部落」などとよばれ、明らかな差別の対象になっているのである。

この「未開放部落」または「同和関係地区」（以下単に「同和地区」という。）の起源や沿革については、人種的起源説、宗教的起源説、職業的起源説、政治的起源説などの諸説がある。しかし、本審議会は、これら同和地区の起源を学問的に究明することを任務とするものではない。ただ、世人の偏見を打破するためにはつきり断言しておかなければならぬのは同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民であるということである。

すなわち、同和問題は、日本民族、日本国民のなかの身分的差別をうける少数集団の問題である。同和地区は、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。

封建社会の身分制度のもとにおいては、同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され、職業、住居、婚姻、交際、服装等にいたるまで社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いをうけ、人間外のものとして、人格をふみにじられていたのである。しかし明治維新の変革は、同和地区住民にとって大きな歴史的転換の契機となった。すなわち、明治4年8月28日公布された太政官布告第61号により、同和地区住民は、いちおう制度上の身分差別から解放されたのである。この意味において、歴史的な段階としては、同和問題は明治維新以後の近代から解消への過程をたどっているということができる。しかしながら、太政官布告は形式的な解放令にすぎなかった。それは単に蔑称を廃止し、身分と職業が平民のみにあつかわれるなどを宣言したにとどまり、現実の社会関係における実質的な解放を保障するものではなかった。いいかえれば、封建社会の身分階層構造の最底辺に圧迫され、非人間的な権利と極端な貧困に陥れられた同和地区住民を、実質的にその差別と貧困から解放するための政策は行われなかった。したがって、明治維新後の社会においても、差別の実態はほとんど変化なく、同和地区住民は、封建時代とあまり変わらない悲惨な状態のもとに絶望的な生活を続けてきたのである。

その後、大正時代になって、米騒動が勃発した際、各地で多数の同和地区住民がそれに参加した。その後、全国水平社の自主的解放運動がおこり、それを契機にようやく同和問題の重要性が認識されるにいたった。すなわち、政府は国の予算に新しく地方改善費の名目による地区的環境改善を行うようになった。しかし、それらの部分的な改善によって同和問題の根本的解決が実現するはずではなく、同和地区住民はいぜんとして、差別の中の貧困の状態におかれってきた。

わが国の産業経済は、「二重構造」といわれる構造的特

質をもっている。すなわち、一方には先進国なみの発展した近代的大企業があり、他方には後進国なみの遅れた中小企業や零細経営の農業がある。この二つの領域のあいだには質的な断層があり、頂点の大企業と底辺の零細企業とは大きな格差がある。

なかでも、同和地区の産業経済はその最底辺を形成し、我が国経済の発展から取り残された非近代的部門を形成している。

このような経済構造の特質は、そっくりそのまま社会構造に反映している。すなわち、我が国の社会は、一面では近代的な市民社会の性格をもっているが、他面では、前近代的な身分社会の性格をもっている。今日なお古い伝統的な共同体関係が生き残っており、人々は個人として完全に独立しておらず、伝統や慣習に束縛されて、自由な意志で行動することを妨げられている。

また、封建的な身分階層秩序が残存しており、家父長制的な家族関係、家柄や格式が尊重される村落の風習、各種団体の派閥における親分子分の結合など、社会のいたるところに身分の上下と支配服従の関係がみられる。

さらに、また、精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な偏見、前時代的な意識などが根づよく生き残つておらず、特異の精神風土と民族的性格を形成している。

このようなわが国の社会、経済、文化体制こそ、同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的社会的根柢である。

したがって、戦後のわが国の社会状況はめざましい変化を遂げ、政治制度の民主化が前進したのみでなく、経済の高度成長を基底とする社会、経済、文化の近代化が進展したにもかかわらず、同和問題はいぜんとして未解決のままでとり残されているのである。

しかるに、世間の一部の人々は、同和問題は過去の問題であって、今日の民主化、近代化が進んだわが国においてはもはや問題は存在しないと考えている。

けれども、この問題の存在は、主觀を超えた客観的事実に基づくものである。

同和問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社会の歴史的発展の一定の段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象にほかならない。

したがって、いかなる時代がこようと、どのように社会が変化しようと、同和問題が解決することは永久にありえないと考えるのは妥当でない。また、「寝た子をおこすな」式の考え方で、同和問題はこのまま放置しておけば社会進化にともないいつとはなく解消すると主張することにも同意できない。

実に部落差別は、半封建的な身分差別であり、わが国の社会に潜在的または顕在的に巣存し、多種多様の形態で発現する。それを分類すれば、心理的差別と実態的差別とにこれを分けることができる。

心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する。たとえば、言葉や文字で封建的身分の賤称をあらわして侮蔑する差別、非合理的差別とは、同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。たとえば、就職・教育の機会均等が実質的に保障されず、政治に参与する権利が選挙などの機会に阻害され、一般行政諸施策がその対象から阻害されるなどの差別であり、このような劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだって低い教育文化水準など同和地区的特徴として指摘される諸現象は、すべての差別の具象化であるとする見方である。

このような心理的差別と実態的差別とは相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている。すなわち、心理的差別が原因となって実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となって心理的差別を助長するという具合である。そして、この相関関係が差別を再生産する悪循環をくりかえすわけである。

すなわち、近代社会における部落差別とは、ひとくちにいえば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別などである。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち職業の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。なぜなら、歴史をかえりみても、同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から疎外され、賤業とされる雑業に従事していたことが社会地位の上昇と解放への道を阻む要因となったのであり、このことは現代社会においても変わらないからである。したがって、同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、同和地区に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはかることが、同和問題解決の中心的課題である。

以上の解明によって、部落差別は単なる観念の亡靈ではなく現実の社会に実在することが理解されるであろう。いかなる同和対策も、以上のような問題の認識に立脚しないかぎり、同和問題の根本的解決を実現することはもちろん、個々の行政施策の部分的效果を十分にあげることも期待しがたいであろう。

23 同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基

本的な在り方について(意見具申) (抄)

1996 (平成8) 年5月17日

内閣総理大臣あて
関係各大臣あて
地域改善対策協議会

1 同和問題に関する基本認識

(略)

世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、「人権の世紀」である21世紀に向けた我が国の枢要な責務というべきである。

ひるがえって、我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題である。戦後50年、本格的な対策が始まってからも四半世紀余、同和問題は多くの人々の努力によって、解決へ向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ない。その意味で、戦後民主主義の真価が問われていると言えよう。また、国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足下とも言うべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決できるよう努力することは、国際的な責務である。

昭和40年の同和対策審議会答申(同対審答申)は、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると指摘している。その精神を踏まえて、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していくなければならない。そのためには、基本的人権を保障された国民一人一人が、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。

同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。そのような観点から、これまでの成果を土台とし、従来の取組みの反省を踏まえ、

未来に向けた新たな方向性を見極めるべき時に差しかかっていると言えよう。

2 同和問題解決の取組みの経緯と現状

(1) これまでの経緯… (略)

(2) 現状と課題

① 現状… (略)

② これまでの成果と今後の主な課題

実態調査の結果からみて、これまでの対策は生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備がおおむね完了するなど着実に成果をあげ、様々な面で存在していた較差は大きく改善された。

しかし、高等学校や大学の進学率にみられるような教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、産業面の問題など、較差がなおも存在している分野が

みられる。差別意識は着実に解消へ向けて進んでいるものの結婚問題を中心に依然として根深く存在している。また、人権侵害が生じている状況もみられ、その際の人権擁護機関の対応はなお十分なものとは言えない。さらに、適正化対策もなお不十分な状況である。

同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化であると考えられる。これらの課題については、その背景に関して十分な分析を行い、適切な施策が講じられる必要がある。

3 同和問題解決の展望

- (1) これまでの対策の意義と評価… (略)
- (2) 今後の施策の基本的な方向

特別対策は、事業の実施の緊要性等に応じて講じられるものであり、状況が整えばできる限り早期に一般対策へ移行することになる。一方、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の背景には様々な要因があり、短期間で集中的に較差を解消することは困難とみられ、ある程度の時間をかけて粘り強く較差解消に努めるべきである。

このようなことから、従来の対策を漫然と継続していくのでは同和問題の早期解決に至ることは困難であり、これまでの特別対策については、おおむねその目的を達成できる状況になったことから、現行法で期限である平成9年3月末をもって終了することとし、教育、就労、産業等のなお残された課題については、その解決のため、4で述べるような工夫を一般対策に加えつつ対応するという基本姿勢に立つべきである。

本報告に盛り込まれた施策を実現していくため、法的措置の必要性を含め各般の措置について具体的に検討し、これに基づいて、国及び地方公共団体は、基本的人権の尊重と同和問題の一日も早い解決をうたった同対審答申の精神とこれまでの成果を踏まえつつ、それぞれがその責務を自覚し、今後とも一致協力して、これらの課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

同対審答申は、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものではないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

4 今後の重点施策の方向

- (1) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進
 - ① 基本的な考え方

差別意識の解消のために教育及び啓発の果たすべき役割は極めて大きく、これまで様々な手法で施策が推進されてきた。しかしながら、同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していくかなければならない。教育及び啓発の手法には、法の下の平等、個人の尊重といった普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別の解消につなげていく手法があるが、この両者は対立するものではなく、その両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えられる。

今後、差別意識の解消を図るにあたっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重して行くための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。

同様な観点から、「人権教育のための国連10年」に係る施策の中でも、同和問題を我が國の人権問題における重要な柱として捉え、今後策定される国内行動計画に基づいて教育及び啓発を積極的に推進し、同和問題に関する差別意識の解消に努めるべきである。

- ② 実施体制の整備と内容の創意工夫… (略)
- (2) 人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化 (略)
- (3) 地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行
 - ① 基本的な考え方

既に述べたように、現行の特別対策の期限をもって一般対策へ移行するという基本姿勢に立つことは、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではない。今後の施策ニーズには必要な各般の一般対策によって的確に対応していくということであり、国及び地方公共団体は一致協力して、残された課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

この一般対策への移行を円滑に行うためには、下記で述べるような一部の事業等については一定の工夫が必要と考えられる。その具体化に当たっては、一般対策への移行の趣旨に照らせば限定期的でなければならないが、既存の一般対策の状況、なお残されている課題の状況、地方公共団体の財政状況などを踏まえた上で、

これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう配慮すべきである。

② 工夫の方向（一部略）

教育の分野においては、高等学校の進学率や中退率、また大学への進学率を見ても全国平均と比べてなお較差が見られる状況であり、その背景にある

様々な要因も考慮した場合、教育を巡る課題は今なお多く、較差の解消はある程度の時間を要するものと考えられる。高等学校進学奨励費補助事業については、教育が就労の安定、生活水準の向上等社会生活の多くの分野の改善を図る上で基礎的条件をなすものであることをかんがみ、他の奨学資金制度との整合性、運用の適正化等、様々な論議に留意しながら、当面、所用の施策を講ずることが望ましいと考えられる。その際、これまでの成果が損なわれることのないよう十分配慮し、自立促進の観点に立ち、今後一層の進学意欲と学力の向上を目指して、学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取組みが必要である。

（4）今後の施策の適正な推進

① 基本的な考え方

これまでの当協議会意見具申等の中で、行政の主体性の確立、同和関係者の自立向上、えせ同和行為の排除、同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくりの必要性が指摘されているが、今日においてもなお十分な状況とは言えない。それだけ、この問題の難しさがあるものと考えられるが、引き続き、これらを達成するための長い取組みが必要である。

② 行政の主体性の確立…（略）

③ 同和関係者の自立向上…（略）

④ えせ同和行為の排除…（略）

⑤ 同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくり…（略）

（5）その他…（略）

行われることなく、ハンセン病の患者であった者等にいたずらに耐え難い苦痛と苦難を継続せしめるままに経過し、ようやく「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されたのは平成8年であった。

我らは、これらの悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病の患者であった者等に対するいわれのない偏見を根絶する決意を新たにするものである。

ここに、ハンセン病の患者であった者等のいやし難い心身の傷跡の回復と今後の生活の平穏に資することを希求して、ハンセン病療養所入所者等がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表すため、この法律を制定する。

（趣旨）

第1条 この法律は、ハンセン病療養所入所者等の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金（以下「補償金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるとともに、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この法律において「ハンセン病療養所入所者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 らい予防法の廃止に関する法律（平成8年法律第28号。以下「廃止法」という。）によりらい予防法（昭和28年法律第214号）が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所（廃止法第1条の規定による廃止前のらい予防法（以下「旧らい予防法」という。）第11条の規定により国が設置したらい療養所をいう。）その他の本邦に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（以下「国内ハンセン病療養所」という。）に入所していた者であって、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において生存しているもの

二 昭和20年8月15日までの間に、行政諸法台湾施行令（大正11年勅令第521号）第1条の規定により台湾に施行された旧らい予防法附則第2項の規定による廃止前の癩予防法（明治40年法律第11号）第3条第1項の国立癩療養所、朝鮮癩予防令（昭和10年制令第4号）第5条の朝鮮総督府癩療養所その他の本邦以外の地域に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（以下「国外ハンセン病療養所」という。）に入所していた者であって、施行日において生存しているもの（前号に掲げる者を除く。）

（補償金の支給）

第3条 国は、ハンセン病療養所入所者等に対し、その者の請求により、補償金を支給する。

（略）

24 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（抄）

公 布 2001(平成13)年6月22日

改正法施行 2006(平成18)年2月10日

ハンセン病の患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。我が国においては、昭和28年制定の「らい予防法」においても引き続きハンセン病の患者に対する隔離政策がとられ、加えて、昭和30年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となつたにもかかわらず、なお、依然としてハンセン病に対する誤った認識が改められることなく、隔離政策の変更も

(名誉の回復等)

第11条 国は、ハンセン病の患者であった者等（第2条第2号に掲げる者を除く。次項において同じ。）について、名誉の回復及び福祉の増進を図るとともに、死没者に対する追悼の意を表するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の措置を講ずるに当たっては、ハンセン病の患者であった者等の意見を尊重するものとする。

以下（略）

25 ハンセン病問題の解決促進に関する法律（抄）

公 布 2008(平成20)年6月18日
最終改正 2014(平成26)年11月27日

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病の患者であった者等が地域社会において平穏に生活することを妨げられ、身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けたことについて、平成13年6月、我々は悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くお詫びするとともに、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を制定し、その精神的苦痛の慰謝並びに名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表すこととした。この法律に基づき、ハンセン病の患者であった者等の精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題は解決しつつあり、名誉の回復及び福祉の増進等に関しても一定の施策が講ぜられているところである。

しかしながら、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、また、ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならぬ。

ここに、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この法律は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であって、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し現

在もなお存在するもの（以下「ハンセン病問題」という。）の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとする。（定義）

第2条 この法律において「国立ハンセン病療養所」とは、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第16条第1項に規定する国立ハンセン病療養所をいう。

2 この法律において「国立ハンセン病療養所等」とは、国立ハンセン病療養所及び本邦に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所をいう。

3 この法律において「入所者」とは、らい予防法の廃止に関する法律（平成8年法律第28号。以下本則において「廃止法」という。）によりらい予防法（昭和28年法律第214号。以下「予防法」という。）が廃止されるまでの間に、ハンセン病を発病した後も相当期間日本国内に住所を有していた者であって、現に国立ハンセン病療養所等に入所しているものをいう。

（基本理念）

第3条 ハンセン病問題に関する施策は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策によりハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。

2 ハンセン病問題に関する施策を講ずるに当たっては、入所者が、現に居住する国立ハンセン病療養所等において、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるよう配慮されなければならない。

3 何人も、ハンセン病の患者であった者等に対して、ハンセン病の患者であったこと又はハンセン病に罹患していることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（ハンセン病の患者であった者等その他の関係者の意見の反映のための措置）

第6条 国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たっては、ハンセン病の患者であった者等その他の関係者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第2章 国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障（略）

第3章 社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助

（社会復帰の支援のための措置）

第14条 国は、国立ハンセン病療養所等からの退所を希望する入所者（廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所等に入所していた者に限る。）の円滑な社会復帰に資するため、退所の準備に必要な資金の支給等必要な措置を講ずるものとする。

（ハンセン病療養所退所者給与金及びハンセン病療養所非入所者給与金の支給）

第15条 国は、退所者に対し、その者の生活の安定等を図るため、ハンセン病療養所退所者給与金を支給するものとする。

2 国は、非入所者に対し、その者の生活の安定等を図るため、ハンセン病療養所非入所者給与金を支給するものとする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項のハンセン病療養所退所者給与金及び前項のハンセン病療養所非入所者給与金（以下「給与金」という。）の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

4 租税その他の公課は、給与金を標準として、課することができない。

（ハンセン病等に係る医療体制の整備）

第16条 国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が、国立ハンセン病療養所等及びそれ以外の医療機関において、安心してハンセン病及びその後遺症その他の関連疾患の治療を受けることができるよう、医療体制の整備に努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第17条 国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようするため、これらの者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。

第4章 名誉の回復及び死没者の追悼

第18条 国は、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復を図るために、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずるとともに、死没者に対する追悼の意を表すために、国立ハンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費の遺族への支給その他必要な措置を講ずるものとする。

以下（略）

26 新潟水俣病地域福祉推進条例（抄）

公布 2008(平成20)年10月10日

施行 2009(平成21)年4月1日

新潟水俣病は、昭和電工株式会社鹿瀬工場から阿賀野川に排出されたメチル水銀を含む排水によって引き起こされた公害であり、第2の水俣病として昭和40年にその被害の発生が確認された。そして、新潟水俣病は、その流域に暮らす人々の生活基盤であった阿賀野川の環境を汚染したばかりでなく、人々の健康を損ない、尊い命をも奪った。さらには、新潟水俣病が発生した地域における人々の絆に深刻な影響を及ぼした。

そして今もなお、健康上の不安や経済的な不安を抱える人、いわれのない偏見や中傷に苦しむ人、その偏見や中傷をおそれ被害の声をあげることのできない人が存在する。

高度経済成長期において、我が国が豊かで快適な社会の実現を追求してきた一方で、全国の各地で様々な公害が発生し、それまでそれぞれの地域で平穏に暮らしてきた人々にとって予想もしなかった甚大な被害をもたらした。このような悲惨な事態に遭った人々を社会全体で支えていくべきであると私たちちは考える。そして、新潟水俣病の被害者も高度経済成長期において私たちが豊かさや快適さを享受してきた一方で発生した公害の犠牲となった人々であることにかんがみれば、新潟水俣病の被害者を私たちが社会全体で支えていかなければならない。

ここに私たちは、新潟水俣病の被害者がこれまで抱えてきた痛みに真口向き合い、新潟水俣病の被害者を社会全体で支えるとともに、このような悲惨な公害が二度と繰り返されることなく、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すことを決意して、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、新潟水俣病患者の定義、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、新潟水俣病に関する県の施策の基本となる事項を定めることにより、新潟水俣病患者が社会的に認知されること及びその福祉の増進を図るとともに、新潟水俣病によって人々の絆に深刻な影響を受けた地域社会の再生と融和を促進し、もつて誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「新潟水俣病患者」とは、新潟水俣病の原因であるメチル水銀が蓄積した阿賀野川の魚介類を摂取したことにより通常のレベルを超えるメチル水銀にばく露した者であって水俣病の症状を有する者をいう。

（県の責務）

第3条 県は、新潟水俣病の被害者が、その正当な権利が

尊重される地域社会において、安心して豊かな生活を営むことができるよう、新潟水俣病に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、市町村と緊密な連携を図るとともに、市町村が実施する新潟水俣病に関する施策について、必要な協力を行うものとする。

(県民の役割)

第4条 県民は、新潟水俣病についての正しい理解を深め、新潟水俣病に起因して生じた問題によって得た教訓（以下「新潟水俣病の教訓」という。）を将来に伝えるよう努めるものとする。

- 2 県民は、県が実施する新潟水俣病に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県の基本的施策)

第5条 県は、新潟水俣病患者の福祉の増進等を図るため、新潟水俣病患者の療養及び健康管理等に係る経済的負担の軽減を図ることを目的とした手当の支給その他の新潟水俣病患者の心身の状況等に応じた保健及び福祉に関する必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、新潟水俣病によって人々の絆に深刻な影響を受けた地域社会の再生と融和が図られるよう、新潟水俣病の被害者と地域住民との交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 3 県は、県民が、新潟水俣病についての正しい理解を深め、新潟水俣病の教訓を将来に伝えることができるよう、新潟水俣病に関する教育の推進及び啓発活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

- 4 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う新潟水俣病の教訓を伝える活動その他の新潟水俣病に起因して生じた問題の解決のための活動が促進されるように努めるものとする。

- 5 県は、第3項の教育の推進及び啓発活動の充実並びに前項の民間団体等が自発的に行う活動の促進に資するため、新潟県立環境と人間のふれあい館を活用した情報の発信その他の新潟水俣病に関する必要な情報の提供に努めるものとする。

以下 (略)

27 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（抄）

公 布 2009(平成21)年7月15日
最終改正 2011(平成23)年5月25日

水俣湾及び水俣川並びに阿賀野川に排出されたメチル水銀により発生した水俣病は、八代海の沿岸地域及び阿賀野川の下流地域において、甚大な健康被害と環境汚染をもたらすとともに、長年にわたり地域社会に深刻な影響を及ぼし続けた。水俣病が、今日においても未曾有の公害とされ、我が国における公害問題の原点とされるゆえんである。

水俣病の被害に関しては、公害健康被害の補償等に関する法律の認定を受けた方々に対し補償が行われてきたが、水俣病の被害者が多大な苦痛を強いられるとともに、水俣病の被害についての無理解が生まれ、平穏な地域社会に不幸な亀裂がもたらされた。

平成16年のいわゆる関西訴訟最高裁判所判決において、国及び熊本県が長期間にわたって適切な対応をなすことができず、水俣病の被害の拡大を防止できなかったことについて責任を認められたところであり、政府としてその責任を認め、おわびをしなければならない。

これまで水俣病問題については、平成7年の政治解決等により紛争の解決が図られてきたところであるが、平成16年のいわゆる関西訴訟最高裁判所判決を機に、新たに水俣病問題をめぐって多くの方々が救済を求めており、その解決には、長期間を要することが見込まれている。

こうした事態をこのまま看過することはできず、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく判断条件を満たさないものの救済を必要とする方々を水俣病被害者として受け止め、その救済を図ることとする。これにより、地域における紛争を終結させ、水俣病問題の最終解決を図り、環境を守り、安心して暮らしていく社会を実現すべく、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、水俣病被害者を救済し、及び水俣病問題の最終解決をすることとし、救済措置の方針及び水俣病問題の解決に向けて行るべき取組を明らかにするとともに、これらに必要な補償の確保等のための事業者の経営形態の見直しに係る措置等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「関係事業者」とは、水俣病が生ずる原因となったメチル水銀を排出した事業者をいう。
2 この法律において「関係県」とは、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「補償法」という。）第2条第2項の規定により定められた第二種地域のうち水俣病に係る地域（当該地域に係る第二種地域の指定が解除された場合を含む。以下「指定地域」という。）の属する県をいう。

3 この法律において「継続補償受給者」とは、旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号）第3条第1項の認定を受けた者、補償法第4条

第2項の認定を受けた者その他の関係事業者が排出したメチル水銀により健康被害を生じていると認められた者であって関係事業者との間で当該健康被害に係る継続的な補償のための給付（以下「補償給付」という。）を受けることをその内容に含む協定その他の契約を締結しているものをいう。

4 この法律において「個別補償協定」とは、関係事業者が継続補償受給者との間で締結している協定その他の契約（当該継続補償受給者及びその親族に対する補償給付に関する条項に限る。）をいう。

5 この法律において「公的支援」とは、関係事業者に対し、水俣病に係る健康被害を受けた者に対する補償金及び公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）に基づく負担金の原資等として、地方公共団体又は環境省令で定める団体が行う融資をいう。

（救済及び解決の原則）

第3条 この法律による救済及び水俣病問題の解決は、継続補償受給者等に対する補償が確実に行われること、救済を受けるべき人々があたう限りすべて救済されること及び関係事業者が救済に係る費用の負担について責任を果たすとともに地域経済に貢献することを確保することを旨として行われなければならない。

（国等の責務）

第4条 国、関係地方公共団体、関係事業者及び地域住民は、前条の趣旨にのっとり、それぞれの立場で、救済を受けるべき人々があたう限りすべて救済され、水俣病問題の解決が図られるように努めなければならない。

第2章 救済措置の方針等

（救済措置の方針）

第5条 政府は、関係県の意見を聴いて、過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢 優位の感覺障害を有する者及び全身性の感覺障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覺障害を有する者に準ずる者を早期に救済するため、一時金、療養費及び療養手当の支給（以下「救済措置」という。）に関する方針を定め、公表するものとする。

2 前項の方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 既に水俣病に係る補償又は救済を受けた者及び補償法第4条第2項の認定の申請、訴訟の提起その他の救済措置以外の手段により水俣病に係る損害のてん補等を受けることを希望している者を救済措置の対象としない旨

二 四肢末梢優位の感覺障害を有する者に準ずる者かどうかについて、口の周囲の触覚若しくは痛覚の感覺障害、舌の二点識別覚の障害又は求心性視野狭窄の所見を考慮するための取扱いに関する事項

三 費用の負担その他の必要な措置に関する事項

3 第一項の方針のうち一時金の支給に関する部分につい

ては、関係事業者の同意を得るものとする。

4 政府は、関係事業者に対し、第一項の方針に基づき一時金を支給することを要請するものとする。

5 関係事業者は、前項の要請があった場合には、一時金を支給するものとする。

6 関係事業者は、前項の支給に関する事務を第17条第2項の指定支給法人に委託することができる。

7 関係県は、第一項の方針に基づき療養費及び療養手当を支給するものとする。

8 政府は、関係県が前項の支給を行うときは、予算の範囲内で、当該関係県に対し必要な支援を行うものとする。
（水俣病被害者手帳）

第6条 政府は、前条第1項の方針において、同項及び同条第2項に定めるもののほか、関係県が水俣病にも見られる神經症状に係る医療を確保するためこの法律の施行の際に現にその医療に係る措置を要するとされている者に対して交付する水俣病被害者手帳に関する事項を定めるものとする。

2 関係県は、前条第1項の方針に基づき水俣病被害者手帳の交付をした者に対して、療養費を支給するものとする。

3 政府は、関係県が前項の支給を行うときは、予算の範囲内で、当該関係県に対し必要な支援を行うものとする。

第3章 水俣病問題の解決に向けた取組

第7条 政府、関係県（補償法第4条第3項の政令で定める市を含む。第3項において同じ。）及び関係事業者は、相互に連携を図りながら、水俣病問題の解決に向けて次に掲げる事項に早期に取り組まなければならない。

一 救済措置を実施すること。

二 水俣病に係る補償法第4条第2項の認定等の申請に対する処分を促進すること。

三 水俣病に係る紛争を解決すること。

四 補償法に基づく水俣病に係る新規認定等を終了すること。

2 政府、関係県及び関係事業者は、早期にあたう限りの救済を果たす見地から、相互に連携して、救済措置の開始後3年以内を目途に救済措置の対象者を確定し、速やかに支給を行うよう努めなければならない。

3 政府及び関係県は、救済措置及び水俣病問題の解決に向けた取組の周知に努めるものとする。

以下（略）

28 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（抄）

公布 2006(平成18)年6月23日

最終改正 2007(平成19)年7月6日

(目的)

第1条 この法律は、2005年12月16日の国際連合総会において採択された北朝鮮の人権状況に関する決議を踏まえ、我が国の喫緊の国民的な課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であることにかんがみ、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びその抑止を図ることを目的とする。

(国の責務)

第2条 国は、北朝鮮当局による国家的犯罪行為である日本国民の拉致の問題（以下「拉致問題」という。）を解決するため、最大限の努力をするものとする。

- 2 政府は、北朝鮮当局によって拉致され、又は拉致されたことが疑われる日本国民の安否等について国民に対し広く情報の提供を求めるとともに自ら徹底した調査を行い、その帰国の実現に最大限の努力をするものとする。
- 3 政府は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関し、国民世論の啓発を図るとともに、その実態の解明に努めるものとする。

(地方公共団体の責務)

第3条 地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。

(北朝鮮人権侵害問題啓発週間)

第4条 国民の間に広く拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を設ける。

- 2 北朝鮮人権侵害問題啓発週間は、12月10日から同月16日までとする。
- 3 国及び地方公共団体は、北朝鮮人権侵害問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(年次報告)

第5条 政府は、毎年、国会に、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

(国際的な連携の強化等)

第6条 政府は、北朝鮮当局によって拉致され、又は拉致されたことが疑われる日本国民、脱北者（北朝鮮を脱出した者であって、人道的見地から保護及び支援が必要であると認められるものをいう。次項において同じ。）その他北朝鮮当局による人権侵害の被害者に対する適切な施策を講ずるため、外国政府又は国際機関との情報の交換、国際捜査共助その他国際的な連携の強化に努めるとともに、これらの者に対する支援等の活動を行う国内外の民

間団体との密接な連携の確保に努めるものとする。

- 2 政府は、脱北者の保護及び支援に関し、施策を講ずるよう努めるものとする。
- 3 政府は、第1項に定める民間団体に対し、必要に応じ、情報の提供、財政上の配慮その他の支援を行うよう努めるものとする。

(施策における留意等)

第7条 政府は、その施策を行うに当たっては、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害状況の改善に資するものとなるよう、十分に留意するとともに、外国政府及び国際連合（国際連合の人権理事会、安全保障理事会等を含む。）、国際開発金融機関等の国際機関に対する適切な働きかけを行わなければならない。

（北朝鮮当局による人権侵害状況が改善されない場合の措置）

第8条 政府は、拉致問題その他北朝鮮当局による日本国民に対する重大な人権侵害状況について改善が図られていないと認めるときは、北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する国際的動向等を総合的に勘案し、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成16年法律第125号）第3条第1項の規定による措置、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第10条第1項の規定による措置その他の北朝鮮当局による日本国民に対する人権侵害の抑止のため必要な措置を講ずるものとする。

附 則（略）

29 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抄）

公 布 1998(平成10)年10月2日
最終改正 2013(平成25)年12月13日

人類は、これまで、疾病、とりわけ感染症により、多大な苦難を経験してきた。ペスト、痘そう、コレラ等の感染症の流行は、時には文明の存亡の危機に迫いやり、感染症を根絶することは、正に人類の悲願と言えるものである。

医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えている。

一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等

が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。

ここに、このような視点に立って、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を目的として国及び地方公共団体が講ずる施策は、保健医療を取り巻く環境の変化、国際交流の進展等に即応し、新感染症その他の感染症に迅速かつ適確に対応することができるよう、これらの者の人権に配慮しつつ、総合的かつ計画的に推進されることを基本理念とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通した感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、感染症の病原体等の検査能力の向上並びに感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権の保護に配慮しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、感染症の予防に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

3 国は、感染症に関する情報の収集及び研究並びに感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進、感染症の病原体等の検査の実施等を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し前2項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

(国民の責務)

第4条 国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

(医師等の責務)

第5条 医師その他の医療関係者は、感染症の予防に関する国及び地方公共団体が講ずる施策に協力し、その予防に寄与するよう努めるとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。

(獣医師等の責務)

第5条の2 獣医師その他の獣医療関係者は、感染症の予防に関する国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するとともに、その予防に寄与するよう努めなければならない。

2 動物等取扱業者（動物又はその死体の輸入、保管、貸出し、販売又は遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設若しくは場所における展示を業として行う者をいう。）は、その輸入し、保管し、貸出しを行い、販売し、又は展示する動物又はその死体が感染症を人に感染させることができないように、感染症の予防に関する知識及び技術の修得、動物又はその死体の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

以下（略）

30 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)(抄)

公布 2021(令和3)年2月3日

施行 2021(令和3)年2月13日

(知識の普及等)

第13条

2 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等に起因する差別的取扱い等（次に掲げる行為をいい、以下この項において「差別的取扱い等」という。）及び他人に対して差別的取扱い等をすることを要求し、依頼し、又は唆す行為が行われるおそれが高いことを考慮して、新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同一の集団に属する者（以下この項において「新型インフルエンザ等患者等」という。）の人権が尊重され、及び何人も差別的取扱い等を受けることのないようにするため、新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握、新型インフルエンザ等患者等に対する相談支援並びに新型インフルエンザ等に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うものとする。

一 新型インフルエンザ等患者等であること又は新型インフルエンザ等患者等であったことを理由とする不当な差別的取扱い

二 新型インフルエンザ等患者等の名誉又は信用を毀損する行為

三前二号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等患者等の権利利益を侵害する行為

成 20 年村上市条例第 46 号)に定めるところによる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (略)

31 村上市人権教育・啓発推進計画策定委員会 条例 (抄)

公布 2013(平成 25)年 10 月 1 日

施行 2013(平成 25)年 10 月 1 日

(設置)

第 1 条 村上市人権教育・啓発推進計画(以下「推進計画」という。)の円滑な策定を図るため、村上市人権教育・啓発推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、推進計画の策定に係る次の事項について調査及び審議する。

- (1) 推進計画の立案及び調整に関すること。
- (2) その他推進計画の策定に必要なこと。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係する各種団体に属する者
- (2) 教育関係者
- (3) 地域住民の代表
- (4) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、委嘱の日から推進計画策定完了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 6 条 委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、市民課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第 8 条 委員の報酬及び費用弁償は、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平

32 村上市人権教育・啓発推進計画策定委員

No.	委 員 氏 名 等	備 考
1	新潟大学 法学部長・教授 渡 辺 豊	委員長
2	NPO 法人自殺防止ネットワーク風 野 田 尚 道	副委員長
3	村上人権擁護委員協議会 稻 葉 眞知子	
4	新潟県人権・同和センター 事務局長 松 尾 和 浩	
5	部落解放同盟新潟県連合会 書記長 小 池 武 志	
6	村上市民生委員・児童委員協議会連合会 主任児童委員 細 野 清 子	
7	第2次村上市男女共同参画計画策定 委員会 会長 山 口 治 雄	
8	村上・岩船地域自立支援協議会 渡 辺 啓 介	
9	村上公共職業安定所 求人・学卒部門 統括職業指導官 徳 橋 和 雄	
10	平林小学校 校長 高 橋 明	
11	神林中学校 校長 宮 川 佳代子	
12	部落解放同盟新潟県連合会 湯ノ沢支部長 小 池 ユリ子	

※ 役職等については、令和3年9月9日現在

村上市人権教育・啓発推進計画

2022年（令和4年）3月

編集：村上市・村上市教育委員会

〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号

電話：0254-53-2111（代表）

FAX：0254-53-2541

E-mail：shimin-ji@city.murakami.lg.jp
